

令和8年 第1回松田町議会定例会 会議録 (第1日目)

令和8年3月3日 午前9時00分 開議

1. 出席議員 11人

1 番	北村和士	2 番	武尾哲治	3 番	吉田功
4 番	中津川定雄	5 番	秋田谷光彦	6 番	古谷星工人
7 番	平野由里子	8 番	田代実	—	—
10 番	南雲まさ子	11 番	飯田一	12 番	寺嶋正

2. 欠席議員 1人

9 番	井上栄一
-----	------

3. 説明のための出席者 16人

町 長	本山博幸	副 町 長	田代浩一
教 育 長	野崎智	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	中津川文子
参事兼政策推進課長	鈴木英幸	参事兼総務課長	早野政弘
安全防災担当室長	鍵和田栄	税 務 課 長	山岸裕子
町 民 課 長 兼 寄 出 張 所 長	堀谷恵子	福 祉 課 長	宮根正行
子育て健康課長	渋谷昌宏	参事兼観光経済課長	遠藤洋一
まちづくり課長 兼 駅 周 辺 事 業 推 進 担 当 室 長	柳澤一郎	環 境 上 下 水 道 課 長	鍵和田龍太
教 育 課 長	椎野晃一	生涯学習推進課長	遠藤雅典

4. 出席した議会事務局書記 2人

事 務 局 長	渋谷好人	書 記	石井友子
---------	------	-----	------

5. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 町長の所信表明
- 日程第 4 議長の諸般報告
- 日程第 5 一般質問（No. 1～No. 7）

6. 議会の状況

議 長 皆様、おはようございます。ここ数日暖かい日が続いておりましたが、本日はあいにくの空模様で、冬に逆戻りしたような寒さとなりました。一方で、今年の西平畑公園の桜は例年になく早く咲き始め、春の足音がすぐそこまで近づいているようにも感じられます。議員各位におかれましては、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、去る2月24日、松田町告示第14号により令和8年第1回松田町議会定例会の招集がされましたので、その旨を議員各位に通知しましたところ、本日は定刻までに御参集いただき、ここに本定例会が開催できますことを衷心より感謝申し上げます。

なお、神静民報社様より写真撮影、録音、タブレット使用の申出があり、許可をいたしておりますので、御承知おき願います。

報告いたします。井上議員より、入院のため欠席の連絡がありましたので、御報告いたします。

それでは、ただいまの出席議員は議員定数12名中11名です。よって地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、令和8年第1回松田町議会定例会の開会を宣します。

直ちに本日の会議を開きます。 (9時00分)

本日の議事日程はお手元にお示しのとおりです。

議 長 日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により議長から指名いたします。4番 中津川定雄君、5番 秋田谷光彦君の両名をお願いいたします。

議長 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

本定例会を開催するに当たりまして、去る2月26日に議会運営委員会が開催されましたので、その結果を委員長より報告願います。議会運営委員会委員長 平野由里子君。

議会運営委員長 皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告を申し上げます。

令和8年第1回議会定例会の招集に当たり、去る2月26日、午前9時より委員6名中5名出席のもと委員会を開催し、次のとおり決しましたので御報告申し上げます。

会期は、本日3月3日から3月13日までの11日間といたします。本会議は、本日3月3日から6日と、13日の5日間といたします。

次に、審議内容について申し上げます。本会議1日目の3月3日は、日程第1「会議録署名議員の指名について」から日程第5「一般質問」の受付番号第7号までを行います。

本会議2日目の4日は一般質問の受付番号第8号から第10号を行います。午後は大会議室において議会全員協議会を開催いたします。

本会議3日目の5日は、日程第6承認第1号から日程第23議案第14号までを行います。このうち「議案第1号松田町中高層建築物の日影に関する条例」、「議案第2号松田町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」、「議案第3号松田町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」については、説明の後に質疑を行い、産業厚生常任委員会に付託します。

また、「議案第4号松田町犯罪被害者等支援条例」についても説明の後質疑を行い、総務文教常任委員会に付託します。承認第1号から承認第4号まで、及び議案第5号から議案第14号までは即決でお願いいたします。

本会議4日目の6日は、日程第24「議案第15号令和8年度松田町一般会計予算」を行います。担当課長からの細部説明の後に質疑を行い、一般会計予算審

査特別委員会を設置、付託しますので、詳細質問は特別委員会でお願ひします。

また、議長におかれましては、オブザーバーとして特別委員会へ出席していただきます。

午後は令和8年度工事予定箇所の現地視察をします。

7日、8日は休会です。9日は大会議室で一般会計予算審査特別委員会を開催し、審査いたしますので、関係者の出席をお願いいたします。10日、11日は産業厚生常任委員会、12日の午前は総務文教常任委員会、午後は議会広報広聴常任委員会の時間を設けておりますので、委員長の指示をお願いいたします。

各常任委員会には必要に応じて職員をお呼びする場合がありますので、待機をお願いいたします。

本会議5日目の13日の午前中は委員会予備日といたします。午後は本会議を開催し、一般会計予算審査特別委員会及び各委員会に付託した案件についてそれぞれ委員会報告の後、質疑・討論・採決を行います。

続いて、日程第25、議案第16号から日程第34、議案第25号までは即決でお願いいたします。

最後に、日程第35「各種委員会委員等の諸般報告」、日程第36「委員会の閉会中の継続審査申出書」を行い、閉会といたします。

最終日は委員会へ付託した議案等についての委員会報告がなされると思いますので、当日配布される日程に追加いたします。なお、本会議は定例会でありますので、会期中に追加議案などが提出された場合は審議をお願いします。

陳情については2件提出されております。議会運営委員会で審査した結果、机上配付とさせていただきますので御覧ください。

以上で、議会運営委員会報告を終了いたしますが、不明な点がございましたら、私のほかにも委員がおりますので補足説明をお願いします。

議長 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。お諮りいたします。本定例会の会期につきましては、ただいま議会運営委員会委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、令和8年第1回松田町議会定例会の会期は、
本日3月3日から3月13日までの11日間と決定いたしました。

議 長 日程第3「町長の所信表明」に入ります。

町 長 皆様、おはようございます。本日から11日間、第1回議会定例会、よろしく
お願いいたします。

本日はあいにくの雨ではございますが、春の風が心地よい季節を迎えた今日
この頃、議員各位におかれましては、ますますの御健勝のことと心からお喜び
を申し上げます。

去る2月24日に、令和8年第1回松田町議会定例会の招集告示をいたしまし
たところ、議員各位におかれましては、公私にわたり大変御多用のところ、議
員多数の御出席を賜り、ここに本定例会が開会できますことをまずもって御礼
申し上げます。ありがとうございます。

初めに、平成23年3月11日に発生いたしました東日本大震災から早くも15年
を迎えます。本年は、東日本大震災追悼式の前になります。2月20日に追悼並
びに、町民の皆様方をはじめ、多くの方々から心の込もった義援金を陸前高田
市佐々木市長へ、松田町の代表として、今回は私と南雲議長と一緒に、直接お
届けをまいりました。

市内では、かさ上げされた市街地に商業施設や住宅団地等が整備され、形の
上では大きく進展されているように見えてましたが、空き地がまだまだ多くあり
まして、被災者の心のケアやコミュニティの再建は継続的にやらないといけな
い課題となっていると伺ってまいりました。

また、水産業・農業の復興、高田松原の再生、奇跡の一本松の保存など、産
業や景観、記憶の継承も進み、復興計画は次の段階へ移行中ということであり
ましたが、震災の記憶を風化させず、持続可能なまちづくりと「心の復興」が
重視されておられました。

今後も15年前に発生いたしました東日本大震災での出来事を風化させること
なく、可能な限り支援を行っていくことをお約束してまいりましたので、引き

続き議会、町民の皆様方の御協力のほど何卒よろしくお願いをいたします。

それでは、行政報告につきましては、日を追って詳細に報告させていただくところでございますが、先にお配りをさせていただいている公務報告書にて一部割愛させていただき、主な行事などについてのみ、報告させていただきますことを御了承願います。

まず、年が明けた1月5日に、本年最初の町の行事といたしまして、松田町賀詞交換会並びに表彰式を行いました。

表彰の栄に浴されましたのは、自治功労2名、一般表彰5名・1団体、感謝状2名でございました。

表彰された皆様方には、これからも町政に対しまして、さらなる御指導、御鞭撻、御尽力を賜りたいと存じます。

今年は、ふるさと大使であります北川大介さんの「おもてなしコンサート」と併せて、松田町・寄村合併70周年記念として、郷ひろみさんや氷川きよしさんをはじめとする、多くの著名人に楽曲を提供されている音楽プロデューサー、ミニー・Pさんの作詞・作曲による「未来へ～松田町のうた～」の完成お披露目式が行われ、およそ200名の町民の方々に楽しんでいただきました。

次に、1月7日には、酒匂川町民親水広場にて、消防出初式を挙行いたしましたところ、町民並びに議会の皆様には、寒中にもかかわらず、御高覧いただき、改めて厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

消防団の皆様方は、日頃本業を持ちながら、日夜、火災や風水害などから町民の生命と財産を守るため、献身的な活動をしていただいていることに、深く敬意と感謝を申し上げます。

当日行われました、統制の取れた行進や第二分団による消防操法は、常日頃からの訓練のたまものであり、大変心強く感じられました。全国各地で起こっている自然災害から学び、引き続き、町民の安全・安心な暮らしを守るため、危機管理体制の強化を図ってまいります。

次に、11日の午前に行いました「はたちの集い」については、これまで同様に、実行委員会の皆様方を中心に企画、運営を行っていただき、大人の仲間入

りをされた新成人は90名中、当日は64名の新成人をお迎えでき、私自身も心を新たにしたところでございます。

今年も、関係各位の皆様方には御協力を賜り、「はたちの集い」を滞りなく行うことができましたこと、感謝申し上げますとともに、パパやママになる前から松田町に住んでもらえるよう、引き続き様々な支援策に取り組んでまいります。

続きまして、1月25日、足柄上合同庁舎をスタートし、松田町をはじめとする上地区各市町を7人のランナーでたすきをつなぐ、第80回足柄上地区一周駅伝競走大会が、12チーム出場のもと行われました。

今年度の松田町チームは、全7区間中、2区間において区間1位のタイムでの力走を見せ、特に最終の第7区では、選手自身が持っている区間記録を21秒更新する区間新記録にて疾走し、全走行距離約45キロを2時間31分33秒で走り抜け、全体で2位となりました。

なお、2月8日に予定されていましたが第80回市町村対抗「かながわ駅伝」競走大会については、残念ながら雪のため中止となりました。来年以降も若い選手の成長に期待をしているところでもございます。

続きまして、1月17日から始まりました、第13回寄ロウバイまつりは、開花が順調に進んだことから、当初の日程どおり、2月15日をもって終了いたしました。

今年度の来場者数は、約1万7千人の方が御来園され、甘い香りと心地よいひとときを楽しんでいただきました。

実行委員の皆様をはじめ、関係者の方々に対し、寄地区のにぎわい及び松田町のPRを担っていただいたことに、深く感謝を申し上げます。

続いて、第27回まつだ桜まつりにつきましては、2月7日から開催し、見頃を迎えた2月上旬から、鮮やかに色づき、訪れる皆様に一足早い春をお届けしました。

まつりの開催期間は、当初3月8日までとしておりましたが、今年は開花が始まったことから、3月1日までとなりました。

今年度の来場者数は約8万3千人の方々が御来場され、一足早い春を感じてもらいました。

それでは、本定例会に提案をさせていただきます条例案、補正予算案等の概要について御説明を申し上げます。

承認第1号専決処分の承認を求めることについて（令和7年度松田町一般会計補正予算（第6号））につきましては、国の総合経済対策に伴う物価高対応子育て応援手当支給事業について、その給付に急施を要することから、所要の予算について専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

承認第2号専決処分の承認を求めることについて（令和7年度松田町一般会計補正予算（第7号））につきましては、第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査の執行経費について、急施を要することから、所要の予算について専決処分をしたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

承認第3号専決処分の承認を求めることについて（令和7年度松田町上水道事業会計補正予算（第4号））につきましては、寄簡易水道事業会計において急を要する資金需要が生じたため、上水道事業会計から寄簡易水道事業会計に対する長期貸付金の増額に関し、所要の予算について専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

承認第4号専決処分の承認を求めることについて（令和7年度松田町寄簡易水道事業会計補正予算（第3号））につきましては、令和8年1月11日の強風の影響で倒壊した、宮地・田代浄水場に電力を供給するための引込み電柱の本復旧に早急に取り組む必要があったことから、所要の予算について専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

議案第1号松田町中高層建築物の日影に関する条例については、現在、本町において神奈川県条例に基づき規制されている中高層建築物の日影について、土地の高度利用における建築物の計画に際し、本町の実情に合わせた規制を定めるために提案するものでございます。

議案第2号松田町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例並びに、議案第3号松田町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例につきましては、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う児童福祉法の一部改正により、乳児等通園支援事業に係る設備及び運営に関する基準を条例で定める必要があるため、提案するものでございます。

議案第4号松田町犯罪被害者等支援条例につきましては、犯罪被害者等基本法の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援の基本事項を定めるため、条例制定を提案するものでございます。

議案第5号松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、国及びほかの地方公共団体との給与水準の均衡を図るため、また、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、職員の給与について、所要の改正をしたいので、提案するものでございます。

議案第6号松田町地区整備計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例につきましては、令和7年12月1日付で都市計画決定いたしました新松田駅北口地区地区計画について、その実効性を高めるために所要の改正をしたいので、提案するものでございます。

議案第7号松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、子ども・子育て支援納付金分の賦課徴収が必要となること及び地方税法等の一部改正に対応するため所要の改正をしたいので提案するものでございます。

議案第8号松田町介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、令和7年度税制改正に伴う所得判定の変更による介護保険料の負担増を緩和するため、令和7年度住民税非課税者の令和8年度保険料を減免する特例を設けるため、提案するものでございます。

議案第9号松田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましては、国が社会経済情勢などに対応するために「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」を改正したことに伴い、所要の改正をしたいの

で、提案するものでございます。

議案第10号松田町用地取得特別会計条例を廃止する条例につきましては、籠場町有地及び町屋町有地の購入の際の借入金の元金及び利子の償還が完了したため、本条例を廃止したいので、提案するものでございます。

議案第11号令和7年度松田町一般会計補正予算（第8号）につきましては、歳入では、交付税の増額や国・県等の補助金等を活用した事業の実績による増減、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金による財源補正や、町債については、松田中学校屋内運動場改修事業に伴う増額などであります。

歳出につきましては、各事業等の進捗状況と実績見込みなどによる増減や、財政調整基金、減債基金への積立、松田中学校屋内運動場改修工事と保育所等運営給付費の増額などによる補正予算となります。

議案第12号令和7年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、年度末までの決算見込みによる診療収入の減額と財源補正に伴う財政調整基金繰入金に伴う補正予算となります。

議案第13号令和7年度松田町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）につきましては、主に地域密着型サービス及び介護施設利用者の増による介護給付費の増額に伴う補正予算となります。

議案第14号令和7年度松田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、低所得者の保険料軽減分減少による繰入金の減額に伴う補正予算となります。

議案第15号から議案第22号までが、令和8年度一般会計予算、特別会計予算、企業会計予算、全8会計を提案させていただくものでございます。

議案第23号松田町健康福祉センターの指定管理者の指定について、議案第24号松田町寄ロウバイ園の指定管理者の指定について、議案第25号松田町寄農と交流拠点施設の指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるため、提案させていただくものでございます。

以上が、提出条例案等のそれぞれの概要でございました。なお、定例議会中

でございますので、途中で追加案件の提出があった場合につきましては、追加議案の議決を賜りますよう、よろしく願いをいたします。

御説明いたしました諸議案につきましては、議事の進行に伴い、私をはじめ、副町長、教育長、課長等より御説明させていただきますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

それでは、議会に先立ち、貴重なお時間を拝借いたしまして、令和8年の初めの定例議会開会に当たり、議案とともに皆さん方に提出いたしました「令和8年第1回定例議会所信表明」を基に、令和8年度当初予算案の概要を申し上げるとともに、当初の町政に対する取組などについて、所信の一端を申し上げます。よろしくお願いいたします。主に新規事業や、重点事業などの概要とさせていただきます。

それでは、もうしばらくお付き合いいただきます。

令和8年度当初予算案につきまして、現在、町の未来予想図となります第6次総合計画の基本構想に掲げている将来像「いのち“育み” 未来へ“ツナグ” 進化“つづける” 故郷」として、2040年の将来目標人口1万人を目指し、多種多様な事業に取り組んでおります。これにより、令和8年度につきましては、第6次総合計画の最終計画年度となります。

去る令和3年に、県内14町村の中で唯一SDGs未来都市として選定されて以来、自治体として誇りを持ち、「チルドレンファースト」を念頭に、子供や子育て世代が安全・安心な生活環境を整える事により住みたい町・住み続けたい町へ、世代を超えた協働・連携による親子2世代・3世代が安心して、近く一緒に住み続けられるまちづくりを目指す中、町民の命と暮らしを守るため、町民や議会、行政が一丸となって、強い信念を持って持続可能なまちづくりに取り組むとともに、松田町自治基本条例の理念に基づき、常に町民の目線に立ち町民のために町政運営を進めてまいりました。

現在、高齢者や子育て世代等への支援をはじめ、地域経済の活性化、定住促進、交流・関係人口施策並びに防災対策などなど、町民・議会議員の皆様方の御理解と協力を賜り、「住民福祉の増進」と地域の活力に資する施策などを展

開できていますことに対し、改めて感謝を申し上げます。本当にありがとうございます。

令和8年度の予算編成の基本的な考え方でございます。本町は、2014年5月に日本創成会議が発表した際には、消滅可能性都市に分類されておりましたが、その後10年間の様々な施策による総合的な効果により、2020年の人口を基に、2024年の発表では、対象となる女性の人口減少が50%未満と推計されたことにより、消滅可能性都市から脱出を果たす結果となりました。

ただし、人口減少は今なお続いておりますので、引き続き危機感を持ち、町民の命と財産・暮らしを守り、共に成長するまちを目指すため「米百俵の精神」を念頭に、全国的にトップクラスであります「10の無償化」事業を含めた子ども・子育て支援をはじめ、地域資源を有効活用した観光やスポーツ分野の環境整備の事業について、これまで以上に創意工夫を凝らし、発想を豊かにして、民間のノウハウや技術力、資金力などを活用し、官民相互に協力し合えるまちづくりを積極的かつ強力に展開していく命と歴史を紡ぐチルドレンファースト2.0と題し、持続可能なチルドレンファースト5年目、第2ステージへの予算として、これまでの確かな歩みを止めない、持続可能な未来を創造した予算編成を行いました。

それでは、令和8年度当初予算案の概要を御説明申し上げます。令和8年度当初予算案につきましては、一般会計・全会計併せて、過去最大の予算規模となります。

一般会計予算の総額につきましては、67億9,000万円、前年度対比6億2,000万円、率にして10.0%の増となっております。

次に特別会計につきましては、国民健康保険事業のほか5会計の総額は、28億7,330万円、前年度対比1億2,437万円、率にして4.5%の増となります。主な増額要因につきましては、介護保険事業に伴う施設利用給付費及び国民健康保険事業における保険給付費などの増額によるものでございます。

企業会計につきましては、3事業の総額、7億1,380万円、前年度対比2,301万円、率にして3.3%の増額となります。主な増額要因につきましては、寄簡

易水道事業会計における、安全な水を提供するために必要な機器の更新、並びに安定供給に不可欠な監視設備の更新する経費によるものでございます。

全8会計の令和8年度予算総額は、103億7,710万円、前年度対比7億6,738万円、率にして8%の増となり、松田町として初となる100億円を超える過去最大の予算規模となります。

初めに、一般会計における歳入について、特色のあるものを中心に、御説明を申し上げます。

町税につきましては、予算額15億5,767万円、前年度対比1,865万円、率にして1.2%の増となります。

主な増額要因は、個人町民税において、所得割の増額などにより2,483万円、4.3%の増額を見込み、また、固定資産税では家屋の新築などにより403万円の増額を見込んでおります。その一方、法人町民税では企業収益の変動などにより、1,159万円、11.6%の減額を見込んでおりますが、町税全体では、前年度予算を上回る見込みでございます。

地方交付税につきましては、予算額15億円で令和7年度の国の地方財政計画に基づき、前年度対比4,000万円の増額を見込んでおります。

国庫支出金につきましては、予算額11億3,690万円、前年度対比3億6,517万円、率にして47.3%の増額となります。主な増額要因は、地方創生事業としてボトルドウォーター生産施設整備事業やスポーツツーリズム推進拠点事業などによるものでございます。

次に県支出金につきましては、予算額4億7,439万円、前年度対比1,654万円、率にして3.6%の増となります。主な増額要因は、小学校の給食費軽減交付金や障害者自立支援給付費などによるものでございます。

寄附金につきましては、予算額1億7,400万円、前年度対比200万円の増額を見込んでおります。これは、個人のふるさと納税によるもので、主に町内3か所のゴルフ場に設置してある自販機等による納税やオリジナルビールなどによるふるさと納税のほか、企業版ふるさと納税制度を活用したものになります。

次に繰入金につきましては、予算額5億5,622万円、前年度対比2,912万円、

率にして5.0%の減額となります。主な減額の要因は、一般会計の財源を補うため財政調整基金繰入金が前年度4億3,080万円に対し、新年度は、3億4,890万円と、8,190万円の減額となったためでございます。

主な繰入金につきましては、公共施設等整備基金や新松田駅周辺整備基金、教育施設整備基金となります。なお、財政調整基金の現在高につきましては、令和7年度末にて約12億5,400万円、令和8年度末では、約9億900万円になることを見込んでおります。

町債については、予算額4億9,860万円、前年度対比2億6,190万円、率にして110.6%の増額となります。主な増額要因は、地方創生事業のボトルドウォーター生産施設整備事業や庁舎LED照明導入事業などによるものでございます。令和8年度に予定しております主な町債につきましては、スポーツツーリズム推進拠点整備事業や公園環境整備事業、小田原市消防松田分署土地購入事業、松田中学校ナイター照明改修事業などによるものでございます。

次に、歳出について主な施策等、予算科目順に申し上げます。

議会費予算額8,625万円、前年度対比122万円の増額となっております。

次に、総務費予算額15億4,528万円、前年度対比4億3,687万円、率にして39.4%の増額となります。主な増額要因は、地方創生事業の地域未来交付金等を活用した、新規事業として、松田町の豊富な水資源を活用し、新たな商品開発及び町のPRを目的とした、寄地域内の水道水を活用したボトルドウォーター生産施設整備や、町地球温暖化対策実行計画に基づき、役場庁舎の照明設備を蛍光灯照明からLED照明に更新する経費などでございます。

重点事業では、寄幼稚園・小学校の存続を目指し、人口減少が著しい寄地域に子育て世帯等の移住・定住を促す子育て世帯等移住定住促進事業や、AIオンデマンドバス実証実験の結果を踏まえた、既存の路線バス網及びタクシーを補完するための交通サービスとして、交通空白時間帯乗入バス運行委託料に1,000万円を計上。

町全体を対象とした定住少子化対策支援事業及び移住交流促進事業に1,388万円を計上し、実際に町に住宅を購入された方へ住宅取得奨励金支給事業や、

増加傾向にある空き家の利活用のための改修や解体補助などについても引き続き実施をしております。地域集会施設等の改修事業につきましては、町屋集会施設と仲町屋集会施設の改修工事経費を計上しております。

その他、地方創生推進事業として、町のプロモーション用の商品開発や町の魅力を町内外に発信・浸透させて、定住・交流人口の増加につなげるためのシティプロモーション・おもてなし推進事業経費に2,077万円を計上しております。

次に、民生費予算額17億8,565万円、前年度対比1億4,505万円、率にして8.8%の増額となります。主な増額要因は、健康福祉センターを新たな機能を付加する拠点への整備や、障害福祉サービス給付、保育所運営事業費などの増額によるものでございます。

高齢者福祉施策につきましては、新たに、高齢者補聴器購入費助成や、物価高騰対策及び拡充事業として、対象年齢75歳から、今度70歳以上に拡充をし、高齢者及び妊産婦の日常生活における外出支援の高齢者等移動手段確保助成事業に881万円、身寄りのない高齢者等を対象に、空き家等の財産管理や日常生活の見守りなど、終活に伴う事業支援等を目的とした、権利擁護支援事業補助金に173万円を計上しております。

その他、高齢者や障害児者、子育て世帯等のための基本的な施策についても継続してまいります。

児童福祉施策の新規事業では、保育所に在籍する児童の保護者への給食費の補助事業費に499万円を計上しております。

重点事業の学童保育運営事業につきましては、小学1年生から6年生までを対象として、ALTによる英会話を取り入れた学びの実施や、学童保育保護者負担金の無償化、延長保育分を除きますけれども、を実施する学童保育運営事業経費に3,532万円、保育所の運営に係る経費として2億9,096万円を計上しております。

また、保育所等の利用の負担軽減を図るため、3歳未満の第二子利用者負担額の無償化を継続して実施いたします。

重点事業につきましては、0歳から満18歳到達、最初の3月31日までの子供を対象にした小児医療費の無償化による助成金4,286万円、子育て世帯支援事業では、出産・育児関連用品などの購入費への活用を目的とした、子育て支援給付金として1歳児と2歳児1人当たり5万円の増額支給をする事業費557万円、ひとり親家庭等医療費助成事業に680万円を計上し、安全・安心に子育てしながら生活できるように支援してまいります。

また、子育て支援センター・ファミリーサポート事業は、事業として3歳未満一人1か月当たり1万5,000円、3歳以上から高校生の年代まで一人1か月当たり1万円の支給する事業などについても、引き続き取り組んでまいります。

さらに、小学校始業前の安全・安心な居場所を提供するため、朝の子ども居場所づくり事業に97万円。その他福祉事業では、健康福祉センターの外壁改修工事や築28年を経過した健康福祉センターの大規模改修を進めるための調査・設計費用を計上しております。

次に、衛生費予算額4億833万円、前年度対比6,044万円、17.4%の増額となります。主な増額要因は、健康寿命都市モデル事業や地球温暖化対策実行計画更新業務委託などによるものです。

新規事業では、全国的に例がない「声と合わせた運動やスポーツからの科学的根拠を核としたデータウェルネス」システムを開発するため、大学と共同して、ボイストレーニングをデータが取れる科学的健康増進スポーツとして位置づけ、高付加価値観光としてウェルネスツアーの仕組みを構築に1,800万円を計上しております。

また、ツキノワグマ対策事業費に138万円、地球温暖化対策実行計画の更新業務委託料に380万円を計上しております。拡充事業では、母子保健事業として、妊婦健康診査費用助成の拡充や、新たに無痛分娩に係る費用の一部助成を実施いたします。

また、松田町独自の事業として、オンライン医療相談や保険適用外部分を補う不育症治療費助成、妊婦健診時及び出産時のタクシー利用に対する助成、産

後ケア応援助成金として、産後の家事支援や産後ケアに係る費用の一部を助成する事業を継続してまいります。

一般健康づくり事業につきましては、引き続き、高濃度水素酸素吸入事業において、参加者の効果測定にA I健康機器を活用することにより、健康の見える化の推進に向けた経費241万円を計上しております。

感染症予防事業では、新規事業としてR Sウイルスワクチン接種が定期接種化となり、妊婦さんへの接種を開始いたします。

また、生後6か月から中学生を対象とした小児インフルエンザワクチン任意接種費用の一部助成事業の実施なども引き続き行ってまいります。健康増進事業につきましては、新たに歯周疾患検診の実施や健康増進法に基づいた各種がん検診の実施、後期高齢者保健事業では、75歳以上の高齢者を対象にフレイルの早期発見や重症化予防を目的とした健診実施、高齢者健康診査受診率向上に向けた取組などを継続してまいります。

妊婦のための支援事業として、妊婦さんに5万円、出産後子供1人当たり5万円を給付する事業のほか、全ての妊婦さんや子育て世帯が安心して出産・子育てができるように妊娠期から子育て期まで、切れ目のない妊婦等包括相談支援事業を行うため554万円を計上しております。

重点事業の獣害防除対策事業では、鳥獣被害対策実施隊の補償や身分を明確にした待遇改善経費などに702万円、ジビエ処理加工施設運営事業では、鳥獣対策駆除活動の持続性を高めるとともに、ジビエ利用促進に向けたジビエ処理加工施設の維持管理に要する経費296万円を計上しております。

次に、グリーン化を含めた再生可能エネルギー利用促進事業では、新たに、寄地区を対象とした電気自動車等の購入補助、継続事業として、住宅用太陽光発電システムの蓄電池設置補助などに626万円を計上しております。そのほか、ゴミ減量推進事業では、家庭用コンポストやペットボトル圧縮機の無料支給、消滅型生ごみ処理機等の購入に対する補助など110万円を計上しております。

次に、農林水産業費予算額9,904万円、前年度対比710万円、率にして7.7%

の増となります。

農地保全や農業振興を目的として各種支援制度を継続して展開いたします。耕作するための肥料や種苗、及び高騰する農薬等の購入に係る農業資材購入支援補助金や、遊休農地等を再生するための遊休農地等再生事業補助金、新規就農者等担い手支援補助金などを継続してまいります。

重点事業では、寄ロウバイまつり等の開催のほか、寄地区に観光客等を迎えるための地域活性化を含めた寄自然休養村の管理に要する経費1,654万円を計上しております。

また、地域水源林整備事業では、水源林の持つ多面的な機能の保全を目的とした私有林整備への支援など466万円を計上しております。

次に、商工費予算額3億5,598万円で、前年度対比1億4,366万円、率にして28.8%の減となります。

主な減額の要因は、前年度は、寄管理センター大規模改修他工事費として、3億3,869万円を計上した事業と比較して、令和8年度に、新たに地方創生推進事業として実施いたします、スポーツツーリズム推進拠点整備事業では、既存の寄テニスコートのリニューアルや新たにテニスコートを増設、管理施設の新設、駐車場の増設など、受入環境の整備と誘客活動の実施に係る経費が2億799万円となったため、その差額、1億3,070万円の減額によるものでございます。

また、中丸児童公園の遊具更新などの環境整備事業に2,200万円を計上しております。

物価高騰対策事業として、プレミアム率20%、発行総額9,600万円となります。商工振興商品券発行事業補助金に1,900万円、また移動販売車の販売する全商品に上乘せされている手数料の1品20円分を補助する経費に120万円を計上。

そのほか、継続事業として商工振興対策事業に1,055万円、町観光協会の運営・事業費補助やあしがら花火大会などの観光宣伝事業に1,411万円を計上しております。

次に、土木費予算額 6 億 2,705 万円、前年度対比 5,727 万円、率にして 8.4% の減となります。主な減額の要因は、新松田駅周辺整備事業に係る基金積立金として、令和 7 年度 3 億 3,200 万円に対し、令和 8 年度は 2 億円とするため、その差額 1 億 3,200 万円の減額によるものでございます。

重点事業の新松田駅周辺整備推進事業につきましては、町が令和 7 年 12 月に再開発事業等に係る都市計画決定をいたしましたので、令和 8 年度は、主に、市街地再開発準備組合が本組合の設立に向けた施設建築物の基本設計や建物補償・土地評価の調査を実施するための補助金と、駅前広場・道路等の公共施設に関する基本設計を行うための公共施設管理者負担金等に 1 億 6,590 万円を計上しております。

後年度の財政負担を軽減するため、基金積立 2 億円を計上しており、令和 8 年度末の基金現在高は約 12 億円を見込んでおります。

新松田駅南口駅前広場整備事業につきましては、エレベーター設置に係る設計費用に 1,216 万円を計上しております。

継続事業につきましては、町道、生活道路の老朽化などに対する道路補修及び生活環境改善を踏まえた安全性や快適性を向上するため道路補修整備に 3,400 万円を計上しております。

また、定住促進を図るため、住環境などの基盤整備は不可欠なものであり、その対策の一つとして、道路新設改良整備事業に 4,434 万円を計上し、安全・安心な住環境整備並びに住宅地化等の誘導促進、防災上の課題にも対応するための拡幅整備費などを計上しております。

次に、消防費予算額 4 億 6,644 万円、前年度対比 3,260 万円、率にして 6.5% の減となります。主な減額の要因は、消防団第四分団消防車両の配備完了や寄小中学校屋内運動場用の非常用大型発電機の設置、全国瞬時警報システムの機器入替えが完了したことによるものでございます。

新規事業につきましては、町消防団詰所及び水防倉庫の照明 LED 化改修工事に 122 万円、継続事業として、町消防団組織の維持及び団の活動や運営に伴う経費 1,822 万円、防災資機材等整備事業は非常時に必要な備蓄量の確保、老

朽化した防災倉庫などの更新など、非常時の対応強化を目的に725万円を計上しております。

次に、教育費予算額7億5,057万円、前年度対比1億3,760万円、率にして22.4%の増額になります。主な増額要因は、松田中学校ナイター照明改修工事や生涯学習センター屋上防水等工事、学校ICT推進事業などによるものでございます。

新規事業につきましては、昭和59年に建設されました寄幼稚園園舎等の大規模改修に向けた調査・設計費に704万円や、昭和55年に供用開始いたしました松田町の中学校、照明改修工事に3,520万円、学校部活動の地域クラブ化へ展開していく部活動地域展開推進事業に1,121万円を計上し、物価高騰対策として、幼稚園、小学校、中学校の給食費の完全無償化として、給食費保護者負担軽減措置事業に4,057万円を計上。

重点事業は、中学生の英語力向上を加速するためのオンライン英会話授業や、ALT5人によるグローバル教育環境の提供、英語検定受験料の全額補助などに3,975万円を計上、令和7年度よりスタートいたしましたコミュニティスクール事業に116万円、学校ICT推進事業として小中学校の全ての児童・生徒に一人1台配付されているタブレット端末の更新や、サポート支援員の配置に係る経費として3,561万円。スポーツツーリズム推進事業として560万円、継続事業として、地域スポーツ活動推進事業に339万円やスポーツ協会への事業費補助金などの経費として、469万円を計上しております。

続いて公債費につきましては、5億2,622万円、前年度対比5,276万円、率にして11.1%の増額となります。主な増額要因につきましては、新たに繰上償還分として、5千万円の増額によるものでございます。

次に、諸支出金について、1億420万円、前年度対比1,550万円、率にして17.5%の増額。主な増額要因は、公営企業会計への支出金として、寄簡易水道事業へ1,070万円と下水道事業会計へ9,350万円の支出の増額によるものでございます。

予備費につきましては、3,500万円、前年度対比300万円の減額となります。

以上が一般会計における令和8年度当初予算案のあらましでございます。

続きまして、特別会計、企業会計について御説明を申し上げます。

国民健康保険事業特別会計につきましては、予算額12億6,020万円、前年度対比5,330万円、率にして4.4%の増額となります。主な増額要因につきましては、65歳から74歳までの前期高齢者が被保険者の半数を占めていることや、診療報酬の引上げなどに伴う保険給付費の増額によるものでございます。

国民健康保険事業の運営につきましては、平成30年度の国民健康保険制度広域化により、財政運営の責任主体となった神奈川県のご指導のもと、資格管理や保険給付、保険税率の決定、賦課徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担ってまいります。

松田町の国民健康保険は、被保険者の減少や高齢化などから、保険税額は減少しておりますが、子ども・子育て支援金制度の創設により保険税収入2億837万円は前年度対比0.63%の増額となっております。

制度改革の影響を鑑みながら、事業遂行、医療費の適正化に取り組むとともに、引き続き保険者努力支援制度による交付金の財源確保をもとに、管理栄養士を配置し、生活習慣病の重度化予防にも傾注してまいります。保健事業においては、地域包括ケアシステムの推進事業として健康の見える化事業に引き続き取り組むとともに、健康相談事業として、健康福祉センターで幅広い年代層を対象とした健康相談を行っております。

次に、国民健康保険診療所事業特別会計につきましては、予算額4,930万円、前年度対比156万円、率にして3.1%の減額となります。主な減額の要因は、診療体制の見直しによる人件費の減額によるものでございます。

国民健康保険診療所は、地域の皆様から信頼され身近で安心な診療が受けられる医療機関として重要な役割を担っておりますので、地域の皆様方にとってはなくてはならない存在として、引き続き町民の皆様方の健康と地域医療の向上に取り組んでまいります。

続いて、介護保険事業特別会計につきましては、予算額12億9,460万円、前年度対比5,730万円、率にして4.6%の増額となります。主な増額要因は、地域

密着型サービス利用者や介護施設利用者の増加に伴う介護給付費の増額によるものです。

介護保険事業につきましては、第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の最終年となりますので、計画に基づき、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる地域包括ケアシステムの推進を重点目標とし、町といたしましては、県内初となりますICTを活用した介護予防ケアマネジメントによる業務の効率化や適切なサービス選定を実施することで、高齢者の自立支援と介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を進めてまいります。

続いて後期高齢者医療特別会計につきましては、予算額2億6,920万円、前年度対比3,066万円、率にして12.9%の増額となります。主な増額要因は、被保険者の増加と子ども・子育て支援金制度の創設に伴う増加によるものでございます。

後期高齢者医療関係では、この特別会計のほか、一般会計から後期高齢者医療広域連合へ直接支出をする広域連合事務費負担金として、1,010万円と法定市町村定率負担金1億3,223万円併せて、総額1億4,233万円を計上しております。

続きまして、三つの企業会計について御説明申し上げます。

初めに、上水道事業会計につきましては、予算額2億2,471万円、前年度対比92万円、率にして0.4%の増額となります。主な増額要因は、PFASと呼ばれる物質の中の二つ、PFOS・PFOAが水質基準に引き上げられたことによる検査費用の増額や、検定満期による量水器の交換個数が多いことによるものでございます。資本的支出は、宮下水源次亜設備更新工事を予定しております。

次に、寄簡易水道事業会計につきましては、予算額8,266万円、前年度対比1,285万円、率にして18.4%の増額となります。主な増額の要因は、上水道事業同様、水質基準項目の追加による増額や、資本的支出における安全な水の提供に必要な滅菌機器の更新、安定供給に不可欠な監視設備の更新によるものでございます。令和8年度予算につきましては、上水道会計より2,500万円を借

りることで、安定した経営を行う予算としております。

なお、水道事業は両会計とも、近年の決算における収支の悪化で、令和6年度には赤字経営となったこともあり、現在、水道審議会において水道料金等の見直しの議論を進めております。引き続き、安全でおいしいお水の安定した提供を行ってまいります。

続いて、下水道事業については、予算額4億643万円となり、前年度対比923万円、率にして2.3%の増額となります。主な増額の要因は、酒匂川流域下水道における負担金の増によるものでございます。資本的支出では、庶子1号マンホールポンプ更新工事を予定しております。

令和8年度予算におきましては、一般会計より3,000万円借入れすることで、経営する予算としておりますが、現在の状況では、毎年同様な借入れを行うことにより、さらに借り入れた分の返済も徐々に始まることから、負担が重なることになる状況であるため、令和8年度には下水道事業の経営方針も点検、見直しを行うため、審議会を開催する予定でございます。

引き続き、快適な暮らしを営むための生活環境の向上と、河川環境の保全に向けた計画的な下水道の整備及び維持管理に取り組んでまいります。

以上3会計共に、今後も収支バランスを勘案するとともに危機感を持ちながら、健全な経営に向け、町民・議員の皆様方の御意見を賜りながら各事業に取り組んでまいります。

以上、令和8年度当初予算案と当面の町政運営につきまして、私の所信の一端を述べさせていただき、これにて終わりいたします。本日から11日間、定例会、何卒よろしく願いいたします。

議 長 町長の所信表明を終わります。

議 長 日程第4「議長の諸般報告」に入ります。

この報告は、令和7年第4回議会定例会最終日より本定例会までの報告事項について印刷をし、皆様のお手元にお示ししておりますが、その報告書をもって報告に代えさせていただきたいと思いますが、そのように取り計らって御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。以上で議長の諸般報告を終わります。

暫時休憩いたします。10時15分から再開いたします。(10時04分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。(10時15分)

一般質問に入る前に、事務局は録画の準備をしてください。

議 長 日程第5「一般質問」に入ります。

一般質問は通告順に行います。受付番号第1号、中津川定雄君の一般質問を許します。登壇願います。

4 番 中 津 川 それでは、一般質問をさせていただきます。

受付番号第1号、質問議員第4番中津川定雄。

件名。町民の生活や経済活動を支える道路づくりの現状と今後について。

要旨。現代の車社会において必要不可欠な道路は、人や地域をつなぎ、私たちの日常生活や経済活動を支える重要なインフラです。県道や町道の新設・改良が進められ、道路の利便性や安全性は徐々に向上していますが、既存の道路ストックの老朽化により維持管理など多くの課題があると考えます。そこで、町における道路づくりの現状と今後について伺います。

1、道路の区分ごとの概要や維持管理の取組状況、さらに現在抱えている課題の解決に向けた今後の対応方針は。

2、道路施設の改良や舗装の更新工事など、選定基準や優先順位の考え方は。

3、県道710号の代替路線として期待できる中津川堤防道路を、町道認定して整備するお考えは。

以上、よろしく願いいたします。

町 長 それでは、中津川議員の御質問に順次お答えをいたします。

まず、一つ目の御質問の町道の区分ごとの概要につきましては、道路法に基づく町道は、認定基準により1級、2級、その他級の3区分としており、それぞれ1級は主要な集落や施設を結ぶ基幹的な道路網を形成するもの、2級はこの1級を補完する機能を有するもの、その他級につきましては日常生活に欠かせない補助幹線道路として位置づけております。

本町の町道に係るデータは、同法に規定する道路台帳にて取りまとめを行っており、全体では162路線、総延長は約62km、内訳といたしまして1級が12路線で約19km、これ、31%分です。2級が6路線で約4km、7%。その他級が144路線で約38km、62%となっております。

なお、総延長のうち4mに満たない幅員の延長は約34kmでございまして55%を占めております。

次に、町道の維持管理の取組状況につきましては、長期的な視点から令和2年に策定しました町道舗装修繕計画の修繕基本方針に基づき、舗装の劣化が激しいなど、優先すべき路線を計画的に修繕するとともに、日常的な道路パトロールの実施や、自治会をはじめとする地域の皆様方からお知らせいただく道路の不具合に対し、道路維持費の予算内、毎年おおむね3,000万円にて補修等の対応を順次実施しているところでもございます。

現在抱えている課題の解決に向けた今後の対応方針につきましては、町道を舗装してから耐用年数である20年程度を経過した路線には、ひび割れや轍が掘れるなど平坦性に支障が生じるといった課題が認められるため、平成29年に幹線的な町道を抽出し、路面性状の調査を実施したところ、補修が必要とする割合が3分の1に上がったことから、先ほど申し上げた町道舗装修繕計画の基本計画のもと、順次対応しているところでもございます。

2つ目の御質問にお答えいたします。まず、道路施設の改良工事や舗装の更新工事等の選定基準や優先順位のつけ方につきましては、平成27年に策定いたしました町道整備基本計画において、持続的なまちづくり、にぎわいと交流を育む、住みやすさづくり、魅力づくりを軸とした道づくりの基本的な考え方を定め、町道整備内容の方針や、将来の道路網等について示しております。

改良工事の基準につきましては、道路幅員4m未満の狭隘な区間が多い本町において、道路交通量、地形、建築物の立地状況等を踏まえ、法令等に定める基準を十分に確保できないケースも想定した整備を行うこととしております。

また、同計画において、新設や改良を推進していく町道に関し、当該路線の持つ機能や位置づけについては、幹線的な役割を担うか、将来的な道路網を踏

まえて必要となる路線か等のポイントを踏まえて、評価対象路線を抽出しています。

優先順位につきましては、抽出した必要性の高い路線について、さらに、事業の施工性や連続性が担保できるか、土地利用の促進など費用対効果の側面での実効性等を検証し、実施に係る時期等を設定していくこととしております。

舗装の更新工事につきましては、1つ目の御質問にありました町道維持管理に係る町道舗装修繕計画に基づき、選定基準や優先順位等を定め、実施しております。

これまで、モータリゼーションの普及により町道を軸に構成されてきた道路でございますが、昨今では歩行者目線での道づくりへのニーズも高まりを見せており、今後、本町においても、こうした傾向やニーズを踏まえ、既成市街地内の幹線的な町道では、鉄道駅を中心とする環状的な道路網を構築し、ゆとりある歩道空間を整備するなど、将来を見据えた人に優しいまちづくりに取り組んでまいります。

最後に、3つ目の御質問にお答えをいたします。

大寺橋から田代橋までを結ぶ延長約1.5kmの中津川左岸の河川管理用として整備されております堤防道路は、平成13年当時、未舗装のため、砂ぼこりに苦慮されていた地域からの御要望を受け、河川管理者である神奈川県西土木事務所より占用許可をいただき、町が簡易的な防じん舗装を施工して、現在に至っております。

町道認定につきましては、占用当時にも検討されていたようですが、幅員が3m程度の狭小部分が多く、また、堤防道路という構造の特性や水路が隣接するなど、町道の構造基準に合致した整備には膨大な費用が想定されたため、財政面からも断念した経緯があると伺っております。

この堤防道路は、県道710号と並行して、寄地区の主要な集落を結び、現在、整備中の寄自然休養村管理センターや、リニューアルした寄りやまグラウンド等への誘客増加が想定されるなど、この堤防道路の利用が増加することも承知しております。

町道は、整備によって期待できる効果を踏まえ、町道整備基本計画における検討候補路線として位置づけ、毎年の予算の範囲内で、順次、整備を進めているところでございますので、今後につきましては、観光振興等による交通量の増加や沿線の土地利用状況、さらには相互通行を可能にする整備に要する費用と、その投資効果等を勘案し、河川管理者である神奈川県御意見の見解を確認しながら、町道認定及び整備について検討をしてみたいと考えています。

以上でございます。

4 番 中 津 川 詳細な答弁ありがとうございました。

町内には広域幹線道路である国道や県道のほか、町が管理している町道がありまして、これらによって地域の道路網が形成されています。

一般的に道路は、人や地域をつなぎ、生活物資の移送や経済活動を支える重要な役割を担っておりますが、単に交通路としてだけではなくて、良好な市街地環境やゆとりある歩行空間の形成、あるいは電気、水道、ガスなどのライフラインの収納、災害時には避難救援などですね、多岐にわたる機能を担う地域の基本的なインフラとして位置づけられています。

町では、第6次総合計画後期アクションプログラムの中の「持続的に発展し、豊かな暮らしを育むまち」という政策体系の中で、町道については、町道整備基本計画に基づき、整備を推進し、町道や生活道路、生活の利便性の向上や安全性の確保を推進すると位置づけております。

先ほど、町道の区分ごとに概要について詳細な答弁がありましたけれども、道路区分として主要な集落や施設を結ぶ基幹的な町道である1級町道が12路線、これを補完する2級町道が6路線、もうその他級、いわゆる生活道路と位置づけられている町道が144路線で、延長にして約38kmということで、全体の60%を超えるということでした。

この区分は地域の道路網における連絡道路としての役割ですとか、重要度によるものと理解しますが、構造的な、例えば道路幅員や舗装構成などは1級、2級その他級ということですね。構造上の基準は、この区分ごとに定めがあるの

か。その辺を先に確認をさせてください。お願いします。

まちづくり課長 お答えをさせていただきます。

ただいま御質問ありましたのは、町道の構造に関するものでございます。町の道路の関係の構造につきましては、大本は道路法に基づくものでございます。

道路法の中には政令で定められた道路構造令というものがございます。この中に一般的な技術的基準が全国的に展開されておりますので、これを参酌いたしまして、町といたしましては松田町町道の構造の技術的基準等を定める条例、これを定めておるところでございます。

中身に関しましては、町の町道に関しましては、今申し上げた、この政令に基づきまして、政令で言うと種類がやはりいっぱいあるわけですね。高速道や自動車専用道、こういったものは当然松田町の中で、町が管理する区分としてはございません。

そういった中では、その他道路ということで、地方部においては第三種という規格でございます。交通量や地形等を加味して、さらに細かい級別の区分もございますが、先ほど主に御質問のあった道路に関する話として、まず幅員でございます。

幅員に関しましては、道路を構成するものは車線があり、また歩道があり、停車帯、路肩、こういった要素がございます。こういったものが町の条例の中でも定めておりますが、構造令上でいきますと、その多くは三種規格でございます。

車線の幅員は4 m、路肩が設置できる、できない、いろいろな箇所ございますが、これはあと0.5m、50cmです。これを確保していこうというのが全体的な実情となっております。御案内のとおり、町道、いろいろな箇所がございますが、非常に狭いところもありますけれども、ベースとしてはこれを目指しながらという考え方で、幅員としてはそういうことでございます。

舗装に関しましても、先ほど申し上げた条例の中で規定がございます。こちらについても交通量や自動車の重量、路床の状態等を勘案して安全で円滑な交

通を確保できるよう、先ほど申した国交省での基準に適合する構造としてございます。

具体的な運用につきましては、これをさらに参酌しました、神奈川県さんのほうで道路設計の手引というものがございます。これを参考に舗装計画、これを交通量の区分によって施工しているのが実態でございます。

以上です。

副町長 技術的なところもございますので、当時、私のほうも担当していましたので、参考程度のことになるかと思えますけれども。

先ほど、中津川議員のほうから、区分による幅員、並びに舗装構成という御質問がございました。先ほど、区分については1級、2級、またその他となっておりますが、基本的には今課長のほうから申しあげましたように、幅員、舗装構成につきましては、まず道路構造令というところを基本に、交通量を基本に設計をしてございます。

ですから、1級ですと全て幅員幾つにしないで、舗装構成を何cmにしないでというわけではございませんで、将来の交通量を当時調査をさせていただいて、将来計画のもと幅員並びに舗装構成を定めていったということになっておりますので、1級、2級についてはいろいろ舗装構成、また幅員も混在しているという状況ではございます。

以上です。

4番 中津川 副町長、補足説明までありがとうございました。

道路の幅員については、先ほど三種ということで、4mの幅員プラス路肩の0.5mということで、舗装については交通量の区分によって、それぞれ舗装の構成が違うということで、はい、理解をさせていただきました。

次に、町道の総延長が62kmあるのですが、そのうち道路幅員が4mに満たない延長が約34m、全体で55%占めているということですのでけれども。

この基幹的な町道、1級、この1級町道では4mに満たない幅員の延長はどのくらいあるのか確認をさせていただきます。

まちづくり課長 お答えさせていただきます。

本町における1級の町道です。総延長は先ほどおっしゃっていただいたように約19kmでございます。そのうち幅員4m未満であります延長につきましては、約10km、割合にして約54%程度ということでございます。

1級町道につきましては、先ほど来の説明のとおり、主要な集落等を結ぶ幹線的な道路網を形成するというところでございます。そういう中で、この割合が半分を越えるということで少し高いと思われるかもしれませんが、松田地区、本町の状況を考えますと、松田地区においては市街地、いわゆる町並みの形成が非常に早かった部分がございます。

認定時には既に昔からの道路の中で、その規格の中で存在した道路であるため、どちらかという改良が後追いとなっている部分があるのかなど。

あと、もう1点、寄地区に関しましては、町道としての整備の前段で、基本的には農道とかの設置が前にあった中で、これを町道へ認定して整備したこと、こういったことが背景としてあるのかと担当としては考えております。

以上です。

4 番 中 津 川 ありがとうございます。

今話を聞くと、認定前ということで、いろいろな歴史的な背景があるということで、4m未満のところは半分以上を占めているということですが、

4mの幅員ですと、普通車の擦れ違いがやはり少し困難で、緊急車両の通行にも支障が出る。また、歩行者と自転車との接触リスクも高まりますけれども、町ではこのような狭隘道路の拡幅についてどのようにお考えなのか確認をさせていただきます。

また、事故防止の観点から何か対策とかを講じていらっしゃるのであれば、その辺も確認をさせていただきます。

お願いします。

まちづくり課長 お答えをさせていただきます。

ただいまお話のありました部分で、道路の幅員、これは構造的にどう考えるかというのは、先ほど来お話出ています町道整備基本計画の中に幅員というも

のをどう考えるか。緊急車両のお話もございました。そういった中で、先ほどの説明もさせていただいたとおり4.5m、これを目指そうという考え方が1点ございます。

この考え方がある中ではございますが、狹隘道路という言葉、定義上でお話、言葉どおりの定義上でいきますと、いわゆる建築基準法です。家を建てる時に必要な法律になります。家を建てる時には、お聞きになられた方も多いいと思いますけれども、前面の道路、建物・敷地が接する道路が4m以上、これが1つの基準になろうかと考えてございます。

松田町は4m未満の道路が、非常に狹隘道路多いので、こういった部分はやはり防災面、救急車のお話もありました。また、安全面、生活も車の擦れ違い含めてそうです。こういったところで非常に課題がございました。

そういった中で、では、建築基準法でいう、まず前面が4mなければいけないので、義務後退というのが一つあります。法的に前の道路が4mになるように中心線から2m、セットバックという言葉もありますけれども、この考え方が1点ございます。

これをしていただかなければいけないわけですが、これを支援するものが松田町としては、まちづくり条例の中で道路後退に関する支援を町の姿勢として定めてございます。

こういった、今言った、道路を少しさがっていただいて、おうちを建てていただくような場合、建築基準法にのっとり義務後退でございますけれども、原則として、では、その土地はどのようにしていただくのかということでありまして、寄附をお願いしております。原則でございますが寄附をお願いしています。

ただ、その相手様と町のほうでよく御協議をさせていただいて、道路の後退する部分の用地に関する工事です。あと、道路になっていく部分の工事。また、当然登記の関係も出てきます。こういった費用に関しましては町のほうで御負担をさせていただいているところで、狹隘道路の解消に向けた、町の姿勢としての取組でございます。

今が一宅地的な道路拡幅の話をしましたけれども、あとはもう少し一団的な住宅開発等もごございます。こういった場合につきましては、前面町道の交通量や地形、位置、いろいろなケースありますよね。4 mあればいいというわけでは、全て当然道路、ありませんので。

こういった場合は義務後退、法的にはここまででいいのだけれども、さらにもう少しカーブだとか、いろいろなケースがありますので、そういった部分には御協力をお願いする場合がございます。

狹隘道路の基準法に少し沿ったお話になってしまいましたけれども、毎年度お認めいただいている道路新設改良費の予算にて対応しているところがございます。

4 番 中 津 川 ありがとうございます。

セットバックとか狹隘道路の中で、建築基準法で言うとセットバックということ、よく使われる用語ですけれども。町のほうでもいろいろなケース・バイ・ケースの中で狹隘道路の解消に向けて対応してらっしゃるということ、理解してよろしいかと思えます。

次に、道路施設の維持管理の取組についてですけれども、橋梁については長寿命化修繕計画を2020年に策定して、これに基づいて計画的な維持管理がされているものと思えますが、橋梁以外の道路施設については維持管理計画は策定されているのか確認させてください。お願いします。

まちづくり課長 お答えをさせていただきます。

今、おっしゃっていただいた橋梁長寿命化修繕計画、これは令和2年に策定をしてございます。橋の関係はやはり道路のネットワークをつなぐ上で非常に大事なポイントとなります。

本町には橋は52橋ございます。橋につきましては、今申し上げた計画に基づいて、5年に1回、これは法律で定められたものでありますけれども、点検を実施しながら効果・効率的な維持管理に取り組むこと、また、修繕等の予算の平準化や施設の長寿命化を図る、こういった計画でございます。

御質問の、それ以外です。道路関係で維持管理計画あるかということござ

いますけれども、こちら以外については、先ほど来申し上げた町道の舗装、修繕計画、こちらのほうを策定しているということでございます。

以上です。

- 4 番 中 津 川 橋梁にはこの補修・修繕計画があるということですが、道路施設には排水施設とか、あとは防護施設などもありますので、のり面も含めてですけれども。

ということで、この計画の中に全部含まれるのかどうか分かりませんが、それよりその施設の適切かつ計画的な維持管理を進めていただければと思います。

昨年1月に埼玉県八潮市で下水道管が破損して大きな陥没事故が発生しました。県内では、公共下水道管については、県で緊急調査を実施しましたが、町ではこの事故を契機に道路陥没を未然に防ぐための路面下の空洞化について、何か調査をされたのか少し確認をさせていただきます。

まちづくり課長 お答えをさせていただきます。

八潮市での事件でございます。本当に交通や生活環境に甚大な影響を及ぼした案件だと承知をしております。

この案件を受けて、国等のほうからも様々な通知等がございました。いわゆる調査を推進するよということの中で、その対象が地下埋設管の中で管の太さというか、管径が2m以上、こういった話でございましたので、本町では該当はなかったのですけれども、やはり地下埋設の関係でいきますと、腐食の懸念というか、心配のあるマンホールポンプ、これを中心に、町直営にて調査を実施し、問題がなかったことをまず確認をしております。

また、今のお話以外でも、御案内のとおり本町においては一昨年、台風10号の際、寄地区で地下埋設物に起因する陥没事故を経験しております。今回の事件もなおさらなのですけれども、国からいろいろなものを受けて道路の地下占用物件です、これの管理、調査徹底に係るガイドライン、こういったものが今示されておりますので、こういったものを参考にしながら維持管理を徹底していきたいと考えております。

4 番 中 津 川 今の回答の中で、寄の4号線の例の事故についても、仮復旧だったのがもう本復旧にされていまして、大変御苦労さまでした。

地下空洞化の件なのですけれども、大井町では湘光中学校付近の町道の路面下に、縦が約5m、幅が約1.5m、深さが2.7mの空洞が発見されて、応急復旧が完了したということで、1月の末に新聞報道がありました。

これ、下水道管の破損によるものではないということで、大井町によると大きな水路沿い、大井町の中、酒匂堰とか走っていますけれども、大きな水路沿いとか、水路が横断する箇所を中心に調査をしていた過程で判明したということですので、本町においても先ほど言った酒匂堰も走っていますし、あるいは水路が道路を横断している箇所もありますので、何らかの形でこういった空洞化調査って、日常のパトロールの中で、目視では点検されると思うのですけれども、いろいろとレーダーを活用した調査法もありますので、一応そういったところも検討されてはどうかというふうに思います。

次に、では、舗装に関して少し伺います。

道路の舗装は、平常時に安全・安心で走行できるように、舗装を良好に維持するということは、道路管理者の大変な責務であると思います。

先ほどの答弁では平成29年に路面性状調査を実施した後、令和2年に町道舗装修繕計画を策定して、計画的に修繕していくということですが、道路は一日も休むことなく車両が通行し、経年においては舗装の破壊が進行して剥がれ、またそれが事故につながるおそれもあります。

よって、日常的なパトロール、目視点検も大事なのですが、やはり舗装性状調査を適切な時期に実施することが必要だと思いますけれども、町では29年以降路面の性状調査はやられているのか。少しその辺を確認させてください。

まちづくり課長 お答えします。

ただいまの御質問は29年度以降、性状調査をやったかということに関しましては、実施はしてございません。

まずはそれだけ。

4 番 中 津 川 実施はしていないということですが、一般的に路面の性状調査の調査

頻度は、一般的にですよ、3年から5年に一度と。そういった損傷の遅い、遅れている、いわゆる3級というかその他級の生活道路は、まあ、10年とは言われていますけれども。

ですから、路面を正常な状態を確保するのは大変重要なので、調査頻度については町のほうで適切に設定していただいて、それで実施をしていただければと思います。

次に、アスファルトの舗装の耐用年数。これは交通量ですとか、気象条件などによって左右されますけれども、一般的には10年から15年、あるいは損傷のおそいところでは20年と言われてはいますけれども。

令和2年に町道舗装の修繕計画を策定していますけれども、こういった耐用年数とか路面性状調査の結果を踏まえて、修繕計画の見直しの時期はどのようにお考えなのか少し確認をさせてください。

まちづくり課長 お答えをさせていただきます。

令和2年3月です。町道舗装修繕計画を定めております。この中でいわゆる今後の考え方、まずは計画で調査した内容等も踏まえた更新、また対応、こういったものがあります。

この計画の期間、はっきりと明示ではないのですが、やはり10年間ということの一つの目途として修繕等を進めていくという考え方がございますので、10年と言うと次は令和11年度ぐらいに計画を改めて策定をしなければいけないかと考えております。

先ほど、御指摘もございましたが、性状調査に関しましても、この計画を定める際に一度やっておりますので、その計画も含めて、11年度の前段階で性状調査も必要なものというふうに担当としては考えております。

4 番 中 津 川 令和11年の改定に向けて、その前段として、性状調査を実施されるということで、そういった計画だということで理解をいたしました。

町道のり面の草刈りについてなのですけれども、草刈りについては当該の自治会に町が委託して実施していますけれども。昨年8月に寄地区振興協議会から町に草刈りの単価について、長期間同一単価になっているので見直してほしい

いという要望書が提出されたと聞きました。

8年度の予算書を確認したところ、7年度に比べて増額になっていることからこの要望が反映されたのかと考えますけれども、引き続き地域の実情を把握した中で、地元と連携して道路環境の整備に努めていただきたいと思います。

次に、道路改良や舗装の更新工事の考え方について伺います。

道路改良工事の箇所を選定に当たっては、先ほど答弁にもありましたけれども、いろいろな角度から検討していると思います。

車両や歩行者の交通量、通学路の有無、交通事故の履歴、また道路の見通しや路面の状況などを勘案して、行政自らが必要と判断した工事のほかに、やはり地元からの要望による工事も実施されていると思いますけれども、近年における町道の新設改良費の、費用の推移だとか改良工事の内容の傾向についてちょっと確認をさせてください。お願いします。

まちづくり課長 お答えをさせていただきます。

ただいまの御質問は、新設改良系の費用等ということでございます。町道全般ですね、いわゆる工事費に着目をして見て、どうかということでございますけれども、大きくは維持をしていく費用、あとは新設や改良をしていく費用、この2種類に大別をさせていただきますと、全体では先ほど来申し上げているように、維持に要する費用がどちらかというと大きくなってきている状況でございます。

10年程度の、これ工事費の決算額、今言ったそれぞれ種別で見ますと、平均でございますけれども、道路維持に要する費用がおおむね2,800万円、新設改良に要する経費が2,200万円、これは純粹に工事でありますので、新設や改良といえは用地や補償、こういった費用もかかってくると。新設改良の費用というのもっと大きくなるのですけれども。工事で関係して見ますと、そのような傾向が見てとれます。

ただ、あと、町道の新設ということですが。言葉としては、道路が新しくできる。これがなかなか最近、新設というものはなかなかない。新設改良の、では、内容として何をやっているのかといいますと、通行の円滑化、安全面で

す。あとはよくあるのが通学路等の安全確保。こういったものを目途とする改良系の事業、これが多うございます。

例えば、最近で申し上げますと、松田地区では、松田小学校前の交差点の改良です。また、町屋の地区の踏切周辺、ここ、相互通行できるように拡幅等の改良も実施いたしました。

寄地区におきましては県道710号と中津川左岸堤防道路を結ぶ寄の10号線、この拡幅改良等も実施してございます。いずれの事業も平成26年度に策定しました町道整備基本計画に基づいて推進をしているものでございます。

箇所的なお話を差し上げましたけれども、これ以外にも先ほど来、本当今日の当初からお話のありました道路後退用地の整備事業等々もございます。主なものということでのお話でございます。

以上です。

4 番 中 津 川 ありがとうございます。

道路の新設はないけれども、ほとんどは改良系の工事が進んでいるということで、工事についても、これ、工事費だけだということですが、補修に要するものは2,800万円、改良系が2,200万円と。10年平均ということですが、

8年度の予算書を見せていただくと、先ほどの所信表明の中でありましたけれども、補修のほうが3,400万。改良系が4,400万かな。過去の10年間で比べると8年度はちょっと増えているのかと感じておりますので、引き続き利便性の高い道路づくりを推進していただければと思います。

町では、道路改良工事箇所の抽出については、町の町道基本計画に沿ってやっているということですが、この中に、生活道路の評価について整備優先度を評価するチェックリストを作成して、職員が路線を評価できる仕組みを構築するという記載があります。

この取組は、構築されて、活用されているのか、少し確認をさせていただきます。

まちづくり課長 お答えをさせていただきます。

この仕組みということで、今御紹介くださいました内容でございます。町道整備基本計画の策定時に作成をしたチェックリストでございます。リストの内容といたしましては交通の視点、事業性の視点、あと現道改善の視点、維持管理含むということで、こういった三つの視点によって評価をする形式をとったチェックリストでございます。

町道の整備に関しましては、この計画に基づいて実施していく中で、さらに生活道路というお話もございました。整備の必要性を検討せねばならない事情、当然発生しておりますので、その際にはこのリストをもとに検討して判断を、判断というか、施工に関しての判断をしているということでございます。

4 番 中 津 川 まあ、これ、チェックリストを活用しているということですね。やはり統一したこういった評価項目について評価を行う手法というのは、事業箇所の選定ですとか、優先順位をつけるに当たっては、透明性も確保できますので、引き続き有効にこれを活用していただきたいと思います。

次に、中津川の堤防道路についてです。町では高齢者をはじめ誰もが安全に安心して利用できる道路の整備が求められているということから、平成27年に松田町町道整備基本計画を、これは改定をしています。

これは整備が追いつかない生活道路の整備充実を図るとともに、これ、地域ごとの特性に合わせて生活に密着した実効性のある道路計画を目的としています。

この計画では将来の道路網を踏まえて、必要と考えられる新規の地区内主要道路を抽出しています。松田地区では1級、2級の現町道10路線のほかに新規路線として8路線が。寄においては、1級、2級の現町道8路線のほかに新規路線として3路線が位置づけられています。

この寄の3路線の一つが田代橋から大寺橋までの中津川左岸堤防の区間約1.5kmです。

松田町の道路認定路線網図を確認させていただきました。この堤防道路を生活道路としても認定をされていません。県から河川法の占用許可を受けて、堤防天端を舗装し、実態としては生活道路としての機能を果たしています。町は

この堤防道路、どのような位置づけで管理されているのか、そこをちょっと確認させてください。

まちづくり課長 お答えをさせていただきます。

今、御指摘のありましたとおり、認定町道として道路の位置づけはございません。ただ、本日の答弁でもございましたとおり神奈川県さんが管理されている堤防道路でございますので、そこに舗装させていただくという、占用させていただいたときの部分、これを管理していると。舗装している、舗装の部分管理させていただいているのが今の現状でございます。

舗装に関しましては、県と当然占用いただくときに管理に関する覚書等を結んで河川管理に必要な形の中で、今言った舗装部分を町は今管理をしているのが現状でございます。

4 番 中 津 川 今の回答ですと、道路法には及んでいない。いわゆる認定外道路という位置づけですか。生活道路。

はい、了解しました。

この松田町の町道整備基本計画において、この新たに新規路線として抽出された堤防道路ですけれども。地域の道路網としての位置づけはこの計画の中でどんなふうに位置づけられているのか、そこをちょっと確認させてください。

まちづくり課長 お答えさせていただきます。

これは先ほど来お話が出ております、中津川沿いに県道710号と並行して走り、地域の生活的な通行はもとより観光面でも非常に有用な路線であるということでございます。

機能的には質問の中でもおっしゃっていただいているとおり、防災の面からも県道の代替や補完的な機能、本当に寄地区の主要集落を縦断的に走る主要路線としての役割が期待されるということを整備計画を検討した際には位置づけとして考えてございます。

4 番 中 津 川 位置づけについては理解をしましたがけれども、寄の中で3路線を抽出したということですが、それぞれ抽出するに当たっては、いろいろな角度から評価をされていると思うのですけれども。

この主要道路に抽出されたところ、評価の内容。こういった評価で抽出されたのかというその辺の評価の内容について確認させてください。

まちづくり課長 お答えさせていただきます。

先ほど来、位置づけという意味で、この路線の性格的なもの、評価的なものも一部含まれております。重複するかもしれませんがネットワークです。道路としてのネットワークやアクセス性はもう本当先ほど申し上げたとおりでございます。

プラスアルファのお話といたしましては、堤防沿いで河川側でないほうの、いわゆる沿線の土地利用、これの誘導性というものも期待ができるのかと。

また、中津川沿いの河川景観とも相まって、シンボリックな路線としてのポテンシャルの高さ、こういったものも評価をしているところでございます。この評価の中にはこういったいい面プラス、当然整備の仕事をしたときには事業費というものが伴います。これについても検討しておるのですが、これは相当に高額になる部分が当時想定をしておるところです。

ただ、費用対効果という面もございまして。そういった面では非常に高い評価をこの検討の中ではしていたということでございます。

4 番 中 津 川 今、費用対効果の面では高い評価をされたと。安心したのですけれども。今の言動、車両の相互通行をするにはかなりの大きな断面にもなりますし、堤防道路という特殊性もありますので、また先ほどあったように水路も並行しているということもあって、当然河川法との課題にもありますので、大変な事業にはなるかと思っておりますけれどもよろしくお願いたします。

先ほどの答弁の中で、まあ、町長の答弁の中では、今後について答弁がありました。観光振興等による交通路の増加や沿線の土地利用状況、さらには相互通行です。可能とする整備に要する費用と、その投資効果を勘案して、町道認定及び整備については検討を行いたいと大変前向きな答弁をいただきましたけれども、現状を申し上げますと、御存じのように、一部では堤防の上下断面のままの区間もあって、馬の背状の堤防道路です。車両と歩行者が交互に通行している状況です。

今、この堤防道路で一番懸念されるのが、通行している車両が堤防から転落をすることと、あとは歩行者との擦れ違いです。過去には車両の転落事故も複数回ありました。

この町の基本計画では将来道路網を形成する主要路線と位置づけられて、先ほどもお話ありましたが、県道710号の代替路線としての効果も期待できるということから、町道認定し整備することを私のほうからは強く要望しますが、ただ、この区間全体を町道の構造基準に合致して、相互通行を可能とする整備には膨大な時間と費用を要することから、全体計画を検討した中で現道の状況ですとか周囲の土地利用を踏まえて、段階的な整備が必要であると考えます。

短期的な整備としては、まずは事故防止の観点から転落防止施設の設置、あとは避難所の整備について検討を進めるべきと考えますが、ここは一つ町長に御見解をお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

町長 御質問をいただきましたので。

今、言われるように、段階的なというのは想定できるというようには考えています。というのは、これ、町道認定にすると交付税算入があるわけです。大体概略、少し検討してみたところ年間片手ぐらいいは入ってくる。500万ではないですよ、50万円ぐらい。

例えば、10年で計算するとき、では10年で500万かということでは10年後たまってからやろうという発想の人では私はないので、では10年のために、では500万先に投資して、多少お金を借り入れするなりしながら。じゃあ500万円ずつやっていきましょうかというやり方も多分あるかと思うのです。

ですので、町道認定するに当たっては、先ほど来話しているように、県土木とよく話をし、その中でこういう計画を立てて、こういうふうに行くのでいかがでしょうかといった部分で、堤防道路としての町道認定をした後に、少しずつ計画的にやっていくという手法は、まあ、ありだと考えていますし。

ただ、どうしてももう高低差がガツンときているところが何か所か、数十m
というか数百mぐらいあるので、あの辺なんかは地主さんともうちょっと考え
ないといけないと思うので、やはり今後あの道路を使う方々、要は初めて通る
人たちも多分いると思うので。

転落防止は当然おっしゃるとおりにしてあげたいという思いはあるのですけ
れども、まずできることから。この辺が待機所ですよとか、何かそういった看
板を立てて、相互通行がスムーズに。もう初めて来た人たちができるような対
応から詰めさせていただきながら、皆さんが描くような未来に向かって対応し
ていきたいかなと思っています。

以上です。

4 番 中 津 川 ありがとうございます。

まずはできることからというお話でしたけれども、やはり待避所。待避所が
明確ではないのです。堤防道路沿いにもう住宅も接しています。あそこの住宅
の前というのは、あそこは河川敷だから個人のものではない。

でも、一体的に使ってしまっているから、あそこに車を寄せづらい、あそこ
では待機しづらいというのがあるので。それはしっかり、土地の境界は地主さ
んも承知のことと思いますけれども、待避所、ここは待避所なのでと明確にす
る、やはり整備が、まずは必要かと思いますので、ぜひその点を早急に。

また、河川管理者との調整もあると思いますけれども、ぜひよろしくお願
いしたいと思います。

町道整備に関連して、少しもう1件。現在、町道寄11号。県道の田代橋の向
かひのバス停から田代橋までの間ですけれども。令和7年度に用地調査を実施
しているようですけれども、この改良工事の進捗状況、あるいは今後の見通し
について少し確認させてください。

よろしくお願ひします。

まちづくり課長 お答えをさせていただきます。

寄11号、今、おっしゃっていただいた県道710号から田代橋に向かってで
ございます。本年度、令和7年度中は用地等の交渉をし、鋭意買収を進めてござ

います。買収と協議を進めております。

令和8年度予算におきまして、今回提案をさせていただいておるものですが、県道から田代橋のほうに向かって左手側です。延長約40m程度でございます。この部分を拡幅を来年度させていただきたいということが現状でございます。

相互通行を何とか、あそこで止まっている車ありますので、そうならないように何とかしていきたいということで、今取り組んでいる最中でございます。

4 番 中 津 川 あそこの区間ですけれども、県道から入るとすぐに河土川にかかる橋があって、あそこが今一番ネックになっていて、普通車でも交互通行できないということですので。

あの橋は架け替えるのですか。架け替えない。で、幅員は4m確保するということですか。少しその辺は確認させてください。

まちづくり課長 今、先ほど御説明した改良部分というのは、橋の手前というか河土橋、要は県道から橋のほうに向かって、橋を渡ってその先のほうです。先のほうの40mですので、今回は橋の関係はしません。

ただ、橋も何らか、今言ったようにまるっきり架け替えとかではなくて、何かをしないと改良の意図、恩恵という部分は感じておりますので、そこは現在少しまだ整理中でございます。この場での御解答はお控えさせていただきます。

4 番 中 津 川 今の回答だと改良にはならない。どうしてもあそこがネックになってしまいますよね。その辺は早急に検討を進めていただいて、あの区間全体が4m拡幅、4m以上かな。拡幅できるようにひとつよろしく願いいたします。

町内の道路網の中で寄地区へのアクセスとして大変重要な役割を果たしているのが県道の710号です。災害時の孤立化を防ぐために県においてものり面保護工事が継続して実施をされていますが、立山橋付近と織戸組の採石場の付近には幅員が大変狭くて、またカーブもきつく、大型車の交互通行に支障を来しているということですが、町ではこういった県道に関して、県道の狭隘箇所の改修について、県に対してどのような働きかけをされているのか確認をさせて

ください。

まちづくり課長　　今、おっしゃっていただいた部分もしかりなのですが、県へのということでもありますと、例年町のほうから県への要望ということで、要望書等を出させていただく場がございます。

また、首長さんが、知事さんとのお話し合いの場というか懇談の場もあります。こういった場を通じて、今、おっしゃっていただいた場所もしかり、ほかの場所もありますけれども、そういった箇所について要望をさせていただいているというのが県に対する働きかけかと思えます。

4 番 中 津 川　　県への要望活動を実施していただいているということですが、あとは地元の調整も必要だと思いますので、その辺をよろしくお願ひしたいと思えます。

少し時間がなくなってきましたけれども、道路ストックの老朽化が進んでいる中、厳しい財政状況にありながらも長寿命化の観点から計画的かつ効率的な管理が大変重要になってきていますので、コスト縮減も視野に入れた中で、町内道路網の整備や安定かつ適切な維持管理に引き続き取り組んでくださるよう要望して、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

議 長　　以上で受付番号第1号中津川定雄君の一般質問を終わります。
受付番号第2号吉田功君の一般質問を許します。
登壇願ひます。

3 番 吉 田　　議長のお許しをいただき、一般質問をさせていただきます。

受付番号2番、質問議員第3番吉田功。

件名、松田町の地域公共交通について。

のるーと足柄においては、松田町が令和3年に足柄広域新モビリティサービス推進協議会を設置し、AIオンデマンドバスを導入したと認識しております。そこで、次のことについて伺います。

1、3年間の実証実験中で、合計収支が9,300万円のマイナスが見込まれているという回答もありましたが、このマイナス分はどこが負っていますか。ま

た、そのマイナス分の対応はどのように考えていますか。

2、のるーと足柄及び地域公共交通に関するアンケート結果について、評価検討はどこでいつ行われますか。

3、今後の松田町の公共交通について、どのようにお考えですか。特に一般社団法人足柄オンデマンドと松田町の関係はどのようになりますか。

以上、質問させていただきます。よろしく申し上げます。

町 長 それでは、吉田議員の御質問に順次お答えをいたします。

まず、町地域公共交通会議の設置目的及び協議事項について申し上げます。

道路運送法及び道路運送法施行規則の規定に基づき、松田町における住民の生活に必要な輸送の確保及び公共交通の利便性の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項、並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の規定に基づき、町における公共交通の在り方に関する事項や地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、町が運営する有償運送の必要性に関する事項、及び自家用有償旅客運送の必要性、並びに旅客から収受する対価に関する事項などを協議することを目的として設置された会議体となります。

それでは、A I オンデマンド事業及び足柄オンデマンドへの事業委託をする事となった経緯を今度申し上げます。

初めに、令和3年度、松田町地域公共交通会議の中に専門部会として設置された足柄広域新モビリティサービス推進協議会において議論を重ねられた上、策定された足柄広域新モビリティサービス事業計画素案の段階において、A I オンデマンド交通など先端技術を用いた、地域住民や観光客の利便性を向上させるための新たな移動サービスについて議論が進められてこられました。

本事業計画における事業スキーム及び役割分担として示されたのは、町が、初期投資等の環境整備経費と人件費などを負担すること。一方、実際の運行・運営については、地域の交通事業者や交通の専門家等から構成される自主運営組織が、運賃収入や広告、宣伝費等の収入をもって持続可能な経営を行うこととされております。

令和4年度の地域公共交通会議の協議の中で、新たなA I オンデマンド交通サービスについては、地域住民や交通事業者等を主体とした運営組織を設立し、実証実験の総合的な管理・運営について、町がその組織に委託する方針が決定されました。

この決定を受け、A I オンデマンド事業を行う意向を示しました、地域住民や交通事業者を主体とした運営組織、足柄オンデマンドが設立されたことにより、地域公共交通会議にて、同法人がA I オンデマンド事業を行うことについて、合意形成がされた後、地域公共交通会議から同法人の推薦を受けたので、町は、足柄オンデマンドに、この事業を委託するとし、同法人が運行・運営主体となって、実証運行を行っていただくこととなりました。

今回の実証実験は、新たな交通サービスでもあるA I オンデマンド事業が、利便性や採算性の観点から、この地域に適した持続可能な地域公共交通であるかを検証することを目的として行ってきたものでありますので、自立的な運行を行っていくために必要な運行事業計画、運行体制の構築による適切な事業運営について3年の間に検証していくことが、本事業に求められていることと理解しております。

次に、これまでの町と当法人との契約内容について申し上げます。

事業計画に基づく役割分担につきましては、町は内閣府地方創生推進交付金を活用し、3年間の実証運行に必要なシステムの構築や車両の確保、運行に伴う人件費やオペレータ費用等を業務委託費用として負担を行い、足柄オンデマンドに、適宜適切に委託費用の支払いを行ってまいりました。

それでは、1つ目の御質問にお答えをいたします。

収支のマイナスといった課題につきまして、町は委託者として、当初事業計画に基づく役割分担のもと、事業に対する指導・監督を行う立場での助言は行ってまいりましたが、事業収支の責任については足柄オンデマンドの経営及び管理運営の結果によって生じているものと認識しております。

また、現在足柄オンデマンドと同法人の理事である交通事業者との間で、未払い等が生じていることは伺っておりますが、これは、委託先である法人と再

委託先である交通事業者（請負者）との間の、民間同士の契約及び債権債務に関する事項でありますので、契約当事者でない町が、民間の契約内容に対し、介入することや補填することは、法的な観点から適切ではないと考えておりますことから、これまでの経営収支のマイナス分につきましては、経営主体である足柄オンデマンドがその責務を負うものと理解しております。

続いて、2つ目の御質問にお答えをいたします。

令和7年11月に実施いたしました、のるーと足柄及び地域公共交通に関するアンケートにつきましては、1月の議会全員協議会にて御報告させていただいたとおり、277名の方から御回答をいただいたところであります。

アンケート結果につきましては、これまでの利用実績を踏まえ、町地域公共交通会議及び先ほど述べました足柄広域新モビリティサービス推進協議会にて、足柄オンデマンドの今後の運行・運営方針等を確認した上、3月下旬にはオンデマンド交通の実証実験の効果検証を行う日程を調整されていると伺っております。

吉田議員におかれましては、地域公共交通会議に出席される城山自治会の代表委員でもございますので、地域に必要な交通施策に関し活発な御意見を願うことができると存じます。

次に、3つ目の御質問にお答えいたします。

今後の足柄オンデマンドと松田町との関係についてでございますが、先ほどお話をしておりますとおり、町として実証実験として位置づけた3年間は本年3月を持って終了となりますので、実証実験での地域公共交通として、町と足柄オンデマンドとの人的あるいは金銭的な関係性は一旦なくなります。今後、独立した一法人として、どのような活動を継続されるのか、現在確認中でございます。

今後の企業経営等につきましては、理事会や総会等しかるべき手続を経て、決定されていくものと理解しておりますので、法人の意向が、町が考える事業と合致することとなれば引き続き予算の範囲内で、事業委託を行う可能性もゼロではないと考えております。

町は、今後も町交通計画の基本理念「誰もが笑顔で行きたい所へ行けるまち松田」の達成を目指すため、今回の実証実験によって得た結果を生かし、松田町のニーズに合った事業に取り組んでまいりたいと考えます。

以上です。

3 番 吉 田 丁寧な御回答ありがとうございました。

単純なことなのですからけれども、少し先に幾つか確認したいことございますので、そこを質問させていただきます。

まず、地域公共交通会議というのは古舘さんを会長とする、松田町地域公共交通会議のことということでしょうか。

参事兼政策推進課長 それでは、御質問にお答えさせていただきます。

御出席いただいている町の地域公共交通会議、公的な機関につきましては会長様、今言われた方が主体に継続して平成22年2月22日から継続して現在に至るということになっております。

以上です。

3 番 吉 田 ありがとうございます。梶田理事長ほかのスタッフで構成された一般社団法人足柄オンデマンドへの委託は、松田町の推薦で、地域公共交通会議に提案され、会議において承認されたという考えでよろしいのですか。先ほどのお話ですと、いきなり、いきなりというか、公共交通会議で推薦されてということでしたけれども、その前に事務局とか、いきなりぱっとうやっ出て出るとは思えないので、どういう経過で公共交通会議のほうに出されたかということです。

参事兼政策推進課長 御質問ありがとうございます。まず、先ほど言ったとおり、足柄広域モビリティ推進協議会というのを令和3年に設立されております。そこで、皆様その会議の中で、基本的な方針、松田町の役割分担というのを全部書いてあります。民間主導で、事業主体をつくって運行し、そこがその事業の運賃収入や広告収入を持って運営するということで、皆さんで図っていただいたものがあります。それをもって、この町として、こういう運行がいいというものを地域公共交通会議に提示をし、その御提示をもとに、協議会で諮っていただいたもので、これでよろしいという協議が整ったので、地域公共交通会議の会長名で

町に承諾の推薦という通知をいただき、国の承認のもとに提出するものとなったということでございます。以上です。

3 番 吉 田 大体の経過は分かりましたけれども、一般社団法人足柄オンデマンドには、公共交通の経営の専門家というのがちょっと私のほうではお見受けできなかったもので、これはどのようなそのところは根拠で、この方々が選ばれたのか。行く行く、かなり大きな経営について、マイナスを生んでしまうというところに、この辺のところ、そういうような経営の専門家がいたのかどうか、その辺のところをお伺いいたしたいと思います。

参事兼政策推進課長 その法人のほうの経営部隊の細かいところは、ちょっと私も認識はしておりません。法人として登記をし、この運行、町の皆様のほうの整ったものの運行主体としてやっていただくための事業主体ということになりますので、その辺は先ほど申したとおり、町の役割分担で、法人の役割分担というものの中で進めてきたということで私は認識しております。

以上です。

3 番 吉 田 今までの事業の展開の様子から、のるーと足柄A I オンデマンドバスの事業は、足柄オンデマンドが委託されて、松田町の事業という捉え方で、よろしいのでしょうか。

参事兼政策推進課長 そうですね。まず町として事業展開をするために各協議会に審議をし、諮っていただいたものの承諾を得て、初めて全体の法定期間を受けたものを町として事業を推進したというところでございます。以上です。

3 番 吉 田 ありがとうございます。それとやはり事業主は、松田町で、それを事業として委託して運行しているのが足柄オンデマンドというような考え方でよろしいですか。

参事兼政策推進課長 先ほどから申しているとおり、まず地域公共交通で捉えられた国の指針もあるんですけども、協議されて整ったものについては、それを順守し運行することということになっておりますので、主体的なものにつきましては町が委託をする主体として委託料をしっかりと払ってやっていくという形で認識をしております。以上です。

3 番 吉 田 令和3年、足柄広域新モビリティサービス推進会議、これは令和3年11月5日の会議の議事録を拝見しますと、委員からの質問で、予算案などについて、運営費と予備費が0円となっているが、委託料が予算額を超えてしまったらどうするのかというような質問に対して、事務局として国がお認めいただいた事業費で計上していると。

松田町一般会計の中に、公共交通会議の予算はそちらから対応させていただきたいというような回答となっております。これはやはり何か事業の進めている途中で、いろいろと不都合があったら、町はそこに支援をしていくような印象を受けるんですけども、いかがでしょうか。

参事兼政策推進課長 まず、そうですね。スタートするときに、国と交渉してこの事業に対して3年間補填するよということで、そこには、しっかり議論の中で地域公共交通会議にも諮っている内容と同じなんですけども、人件費等も踏まえて、町のほうではこの経営委託料、それ以外については、しっかりここでやっていきますというものが整ったので、その議論については、恐らく何かあった場合ということがあるんですけど、それを踏まえて、会議の中で整ったものも協議をして、今に進んでいるということで私は理解をしております。

以上です。

3 番 吉 田 議事録をずっと見させていただきますと、事務局から様々なことに対して御協力をお願いしたいというような言葉があるんですけども、このようなことでは、やはりそこに参加しているものは、主体としては松田町が主体とした事業として行っているの、関係の団体においても協力していこうかなというような意識が生まれるとは思いますが、そういうような関係での事業ではなかったのかと思うんですが、いかがなものなんでしょうか。

参事兼政策推進課長 このAIオンデマンド事業につきましては、協議を整って進めてきて、最終的な運行をするときに、予算も整い、町としてもそれを実行していくということになっております。

それで1、整った法人ですね。法人に対してその委託料をしっかり払って、町が払っていきます。これで運営していきます。ただしそこについての経営方

針について、町がいろいろなことで指導計画書を出してもらったりして、改善は指導、監督をやってきましたけども、その中身を補填するというのが、町としては今できませんので、これはもちろん民間でも同じだと思うんですけども、そういうところの指導を進めてきた中で、町がお金を出すとか、そういうところでは今はないというふうに私は理解しております。

以上です。

3 番 吉 田 例えば、令和6年度の決算で、新モビリティサービス推進事業の中で、備品購入ということで、オンデマンドバス車両購入費ということで、1,218万4,700円などが執行されています。このバスそのものが今どういうふうになっているのか、ひょっとしたら生涯学習センターの横に置いてあるものがそうなのか、などというのも思ったりしますけれども、このように町のほうで出ているのは、これは町が支援しているというような考え方ではないのでしょうか。

参事兼政策推進課長 それは支援ではなくて、委託料で払っております。事業の中で、町としても一つの事業として車を購入し、それを無償で、なるべく経営のほうを負担させないようにするということで、国の承諾を得て、補助金で活用してるものでございます。

以上です。

3 番 吉 田 ありがとうございます。これは委託料の中での購入したものということで認識しました。今後、このバスについては、車両については、どのような扱いになっていきますでしょうか。

参事兼政策推進課長 そうですね。その次の質問である地域公共と今後の在り方というのがございます。その中で今まで実証実験をやってきました。その結果、いろいろなデータも出ております。またアンケートもやってきました。そしてそういうのを含めて、町のそういう車を使って、一番経費のかからない方法も一つの手段としてありますので、そういう観点でその車を活用していきたいというふうに考えております。

以上です。

3 番 吉 田 それは、3番目の質問とも絡んでくるんですけども、関係としては、今の

車両を使って、次の事業所にリースをして使うとか、そういうようなことと考
えてよろしいのでしょうか。

参事兼政策推進課長 新たな運行方法も視野に入れて、事業者さんがどこになるかまだ分かりませ
んが、できれば民間の活力というところで、そういう事業者さんにその車を活
用していただいて、今までのデータをもとに、一番有効活用な地域公共交通の
運行を目指していきたいというふうには考えております。

以上です。

3 番 吉 田 ありがとうございます。それでちょっと方向が変わるんですけれども、収
支決算について、お伺いしたいんですけれども、これは、足柄広域新モビリテ
ィサービス推進会議のほうにも出された資料なんですけど、令和5年度の収支決
算見込みで公開されているのが、これ見込みなんですよね。見込みということ
で、収支差額2,985万5,330円が赤字とされている中で、役員報酬は、465万
円、顧問委託は、574万1,428円とされています。

運行委託は、3,198万4,145円とされてますけれども、これは実際にこのよう
に、見込みでよく分からないんですが、執行されているのかどうか。また、ま
ずこれでいきましょうか。執行されているかどうか、お分かりでしたら教えて
ください。

参事兼政策推進課長 その決算についてなんですけども、町がまず、業務を毎年毎年委託料として
初期投資ほか人件費も含めて3年間で1億500万円を委託料として法人に払っ
ております。その収支についてはしっかり受けて、委託料については収支を受
けております。

ただし、そのほか、民間として取り組んでいる事業費のベースがありますの
で、その辺についての収支の状況を、今後、赤字の部分については改善するよ
う、町もずっと計画を出して、どのように改善していくのかというのをもらっ
ていたんですけども、それがなかなか今できてないという状況がありますの
で、そうしたことを町が皆さんの税金を使って、債務を保証することはできま
せんので、それらを踏まえて、継続的に民間様のノウハウであらゆる収入を取
るとか、あるいは運行を変えてくとかも引き続きやってきたんですけども、な

かなかそこに至っていないということがございますので、これは町の監督指導というのがありまして、毎月1回、2回は呼んで、どういうふうに改善していくのか、収支計画を出していくのかということによってやっております。今後、足柄オンデマンドさんにつきましては、理事者も理事の中に交通事業者が入っておりますので、そういう部分も含めて、今話し合いなんかをしているそうなんですけども、それ以上に経営の中の総会や、それらの収支の状況について、今度、3月中旬には総会を開いて、方向性を出していきたいというふうに、その結果については町のほうにも報告してくださいという形で進んでいますので、引き続きになりますが、町がこの債務を保証するということは、法律的な部分で、委託料をしっかりと出していますので、それ以上の経営の中で、どうしてもこういうのが生まれてきたものに対して、また税金を使ってそこに債務を補填することとはできませんので、あらゆる方法を使って、法人さんのほうに努力をしていただきたいというところで今は進んでいるところでございます。

以上です。

3 番 吉 田 ありがとうございます。法律的なことで、本当にそういうことについて、穴埋めがするということとはできないというのはよく理解できます。そこでかなり苦しい立場というのも分かってはおりますけれども、当初から、まずこの結果企画自体が本当によかったのかどうか、かなり始めるところから懸念が出されておりました。

例えば令和5年の第1回足柄広域新モビリティサービス推進協議会では、現在、新松田駅に2社タクシー会社が入っているが、寄地区へ向かうタクシー運賃よりもオンデマンド交通のほうが安く、乖離が出てしまう。

収支計画がないが、あれば提示していただきたい。実証実験なので関係ないということか。この辺のところのあれですね。特に収支についての計画が本当にきちっと綿密に行われていたのかどうか。

バス・タクシー事業者がこの事業により収益が悪化すると、バス・タクシー事業として、持続・継続・存続ができなくなる可能性がある。民業を圧迫しない形で事業を進めていただきたいなどの意見が出されておりました。

最初からかなり無理のある事業だったのかなと思います。結果としてこういうことになったっていうことにつきましては、どのような感想をお持ちなのか、伺いたいと思います。

参事兼政策推進課長 御質問ありがとうございます。そうですね。まず最初から分かっていたという話なんですけども、引き続きになりますが、まずそういう協議会をつくって、交通事業者さんも入っております。こういう運営方針で、町の役割分担、このようじゃなくてよろしいですかということの協議を整って、それを地域公共交通、いわゆる公的な会議の吉田議員もお入りになっているところの中で協議をし、取りまとめた中で進めてきたということで私は認識しております。

そこでやっぱりどうしてもこれは採算が取れないとか、いろいろな意見を順守するという国の規定もあるので、そういう中で、やっぱりそういうものがあれば、いろいろな議論がされたのではないかなということで私は認識しております。そういうものが協議が整ったものについては、交通会議において協議を通った事項においては、関係者は、その結果を順守し、当該事項の誠実な実施に努めるものとするというようなことで町も進んでおりますので、今回のこの3年間の実証実験については失敗とか、そういうのではなくて、まず町も委託料としてしっかり委託料を払って、その中で全体的な部分の3年間でどのような結果になったとか、というものを認識した上で、新たな運行を進めていくというような事業展開でありましたので、ここでやっぱり松田町において、どのような運行が一番いいのかというニーズが見えてきましたので、今回の予算の中でも、町の方の移動のニーズの距離とか、年齢層とか、全部出てきて、それらを踏まえて、例えばタクシー券の助成に拡充するとか、年齢を落とすとか、というようなことを見据えて進んでいるということで御理解をお願いいたします。

以上です。

3 番 吉 田 ありがとうございます。ちょっと未払いの委託料のところですけども、私の聞いているところでは、富士急モビリティさんのほうでは、まず、全くもらっていないというようなお話をちょっと伺っております。

他の2つの運行の事業さんのほうでは、一体それはどうなっているのでしょうか。

それともう1点、事務所として、生涯学習センターに事務所を構えておられますけれども、その賃貸料はどのようになっているのでしょうか。ここは予算によって、五十数万円ですか。年間そのくらいの予算計上となったようだと思いますけれども、これについて、町の生涯学習センターの事務所は、92万4,000円ということになっていますよね。92万4,000円ということになっていますけど、これも執行されているのかどうか。

参事兼政策推進課長

まず、交通事業者さんが未納だということ、まず、私も認識しております。なので、その情報は聞いておりますが、まずその事業者さんには、恐らく理事者がいると思うんですね。理事者というのは、基本的にその法人を運営するに当たっての総会や、権限を持っていますので、そうしたことに對して、地域公共交通会議でも、吉田議員言われたとおり、その事業者名とか、いろいろ出して聞いているじゃないですか。それをまた議会のほうでも聞くということは、ちょっと私は同じ回答になります。

あと未納について、今言われたんですけど、私はその認識はあれですね。もう持っているというか、確認をしております。確認をしておりますけど、そういう情報をここで出していいのかちょっと分からないんですけど、その辺については、法人を私たちは呼びつけて、その中で町としていつまで支払うという承認をもらっていますので、そこはしっかり町としては指導したようなことになっております。

以上です。

3 番 吉 田

ありがとうございます。なかなか確かに個人情報というところもあって、お話しできないところがあるというのは理解しました。

それでは、この場合、もしこの足柄オンデマンドの会社が、今回これで事業を終了したら、この未払いとなっているようなものというものは、一体どのようになっていくのでしょうか。これはいわゆるそのまま支払われないで終わるといようなことが想像されるのでしょうか。

参事兼政策推進課長　　まず、地域公共交通とその法人との経営、ちょっと分けて話さないといけないと思うんですね。なので、その経営に対して、については、私たちはどうするということはちょっと言えませんので、町として言えませんので。ただ、しかるべき法人として登記をしておりますので、その辺は会社法人の登記に基づいて、今後どうするかというのは進めていくべきだというふうに私は期待をしているところでございます。

以上です。

3 番 吉 田　　ありがとうございます。経過からすると、やはり町の事業で、これは町が責任を持ってくれるから、協力していくんだというようなことで協力してきた事業主というのは結構多いと思う。事業所というのは多いんじゃないかと思えます。そういう意味で、持続可能なということがキーワードで進められた事業でありますけれども、結果として、今、町内の業者に大きな負担を負わせてしまっている状態だと思います。

今後、今回のこの実証実験の総括は一体誰がいつ行うのでしょうか。

参事兼政策推進課長　　先ほど、町長の答弁にありましたとおり、3月末。一応法人のほうの関係も、地域公共交通会議で吉田議員が言ったこともあるので、そこをやっぴりちゃんと法人がどういうふうにしていくのかというのを確認を今しておりますので、それを経て、地域公共交通会議の中で、3月下旬には進めて、また先ほどのアンケートも踏まえて評価検証していきたいというふうに考えております。

以上です。

3 番 吉 田　　大変御丁寧な回答ありがとうございました。かなり大きな事業でしたので、今後、いろいろと対応についてはよろしくお願ひしたいと思えます。

以上で、質問を終わりにします。

議 長　　以上で、受付番号第2号、吉田功君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。休憩中に昼食を取ってください。午後は1時ちょうどより再開いたします。 (11時55分)

議 長　　休憩を解いて再開いたします。 (13時00分)

受付番号第3号、寺嶋正君の一般質問を許します。登壇願ひます。

12番 寺 嶋 それでは、一般質問を行わせていただきます。受付番号第3号、質問議員12番、寺嶋正。件名、水資源を有する町の新たな商品開発事業等について。

要旨、令和8年度の重点政策を問います。

1、松田町寄地内の水道水を活用したボトルドウォーター生産施設整備事業の事業主体はどこが担い、5億円を超える予算規模で、どのような施設をつくるのか伺います。

2、ボトルドウォーターの商品化における設備投資や、人件費等のコストと得られた収益の事業判断、販路拡大のPRなどの事業計画を伺います。

3、スポーツツーリズム推進のため、寄テニスコート3面を増設し、既存のテニスコートのリニューアルの整備を行うが、管理施設の新たに設置する内容をお伺いします。お願いします。

町 長 それでは、寺嶋議員の御質問に順次お答えをいたします。まず本事業計画に至った背景について申し上げます。

寄地域は、丹沢山系の豊かな自然から育まれた豊富かつ優良な水資源を有しており、バナジウムなどの貴重な成分を含む高品質な水をくみ上げ、一般家庭などに供給している水道水に恵まれた環境にあります。寄地区は、平成10年に人口のピークを迎え、その後、少子高齢化による給水人口や雇用の場の減少、一次産業の担い手の減少及び新たな企業進出がないなどによる水道企業収入の減少という深刻な課題に直面しており、特に将来的な水道インフラの整備及び維持管理費等の財源確保に関しては、利用者の負担増による補填など、その対応体制が待ったなしの状況となっております。これらの複合的な課題を早急に克服するためには、給水人口や企業の増加を図らなくてはなりません。補填できる人口や企業が急に増えることが期待できませんので、私の考えといたしましては、寄地区の大切な財産である豊富な水資源を活用した新たな事業や産業の創出を町主導による公設民営によって行う必要があると考えておりました。そこでこのたび、新たに井戸を掘り、地下水を無償で使用するのではなく、水道事業の一助となるために、水道水を活用した水の地産外商を行うことにより、今後行うことになるであろう水道料金の値上げ幅を抑え、利用者負担

の軽減を図ることを目的として、寄地区内にボトルドウォーター生産施設を整備し、水を活用した地域産品を生み出すことにより、稼げる地域を目指す投資を行っていくような計画でございます。

それでは1つ目の御質問にお答えをいたします。生産施設の規模といたしましては、1,000平米、約300坪ほどの広さのボトルドウォーター生産設備を備えた施設を1棟と生産ストックヤードを整備し、生産設備として、施設内には1時間当たり最大2,000本の製造が可能な水充填機械や1時間当たり最大1,000本の製造可能な炭酸水の充填機器、並びに検査機器などを備えた施設整備を行う予定としております。

2つ目の御質問にお答えをさせていただきます。本事業の事業主体については、官民連携事業として広く事業者等を募り、民間の資金力やノウハウ、技術力を最大限に活用した提案を求め一括プロポーザル方式にて、施設の指定管理者として事業者を選定する予定でございますので、町がこれまで行ってまいりました、指定管理者制度と同様に、総売上から町への年間負担金やそのほかの維持管理費などの収支により、黒字になれば、その分は民間の収益となり、赤字となれば赤字分は民間の負担となります。

本事業のみでの新たな雇用人数は最大15人ほど見込んでおります。

設備投資等につきましては、町は国の地方創生に資する事業として地域未来交付金を活用することで、施設整備費用と販売PR費用を含めた3年間の総事業費約5億9,900万円を見込み、そのうち起債に対する交付税算入見込み額を除いた実質の町の負担額は2億8,000万円となる見込みでございます。その投資額につきましては、起債と同年数の20年と想定した場合、町への負担金、要は建物の賃料として年間約1,400万円の収入を見込んでいるので、20年で回収ができ、実質的に町の負担はゼロとなることを見込んでおります。そのほか、メリットといたしましては、施設で使用する水道料金の収入額、年間約最大で1,500万円ほどや地域内の販路による地域経済にも貢献し、さらには、ふるさと納税の返礼品として町へ寄与するため、大きな事業効果が見込まれます。

また、販売拡大の計画については、令和8年度では、ブランディング調査や

コンセプトの開発、PRサイトの作成やブランド品の特設Webサイトの制作に1,750万円、令和9年度は、ブランディング発信業務や水関連商品の試作品開発に1,650万円、令和10年度は、商品販売の促進及び普及に向けたプロモーション動画の作成さらに地元企業や団体と連携したオリジナル商品の開発やPRに1,485万円、計3年間で計4,885万円の投資を行い、販売促進にも計画的に取り組む予定でございます。

本事業により当町が水資源の豊かな自然環境にすぐれた町としてのイメージが固定され、全国に認知されることで、関係人口や交流人口の増加による移住・定住の展開にもつなげ、寄幼稚園、小学校の存続の一助になることも期待をしております。

次に、3つ目の御質問にお答えをいたします。令和8年度に予定している寄テニスコート等の再整備につきましては、補助金申請2年目の計画となります。年間約2,000人の御利用をいただいております。寄テニスコートにつきましては、現在、管理棟がないことから、駐車場敷地内に新たに更衣室やシャワーなどを備えた管理棟を整備し、施設の利便性を向上させ、これまで需要が少なかった大学生などのテニスサークル等の団体利用を新たに受け入れるために必要となる環境整備を予定しております。また、現在3面あるテニスコートについては、老朽化による本格的なテニスを楽しむ方の期待に応えてない状況であるため、既存コートの人工芝のリニューアルを行うとともに、新たに3面のコートを増設することで、一定規模の大会が開催できる環境を整備する予定でございます。さらにはバリアフリーな施設環境を整えることで、幅広い年代のテニス利用者の増加を図り、併せて駐車場の増設を予定しております。この再整備を一体的に行うことにより、多様なスポーツ団体、アスリートの受入れ環境を整え、幅広い層が集うエリアとしてPR活動に取り組むとともに、大規模なスポーツイベントの開催、受入れを進めていく計画としております。

以上でございます。

12番 寺 嶋 それでは、幾つか再質問を行わせていただきます。今、回答がありましたように寄地区は、この間、人口等も減少しており、簡易水道の事業会計も相当マ

イナスになってまいるということで、そういう中で、寄地区に新たな水資源を活用したこの事業を立ち上げて、新たな財産として創出していくということの意味は分かりました。これは、1つは、今回初めて大きな事業を出されたんですけども、町長の考えということなんですが、自然に町民とか、町役場のサイドでどのような検討をして、こういう提案がされたのか、お伺いをいたします。

町長 御質問ありがとうございます。私のほうから。この寄だけじゃなくて、町内の上水道もそうなんですけども、まず事業に対し、事業というか、その会計、事業会計そのものがなかなか町民の方々にも御理解いただけないのかもしれない。この事業は、3会計とも利用料という負担金で進めているわけですよね、使用料で。要は税金で埋めるべきものではないということの大前提で話をしないといけないと、これはつじつまが合わないところになるので、それでまず話をさせていただきます。今のこの事業会計が、今後圧迫していくというふうになんかなくイメージがついたのは、コロナのちょうど始まる平成30年ぐらいから始まっていますよね。ちょうどそこで入れ替わるから。29年ぐらいのときから事業が少しずつ圧迫していくだろうなと。今の料金設定では。というのが、だんだん更新計画を立てていかなきゃいけないし、給水人口も減ってきているということで考えたときに、これは少し、ひょっとしたら、値上げをどこかで値上げをしていかなきゃいけないなと思ったところで、コロナになって、コロナになった状況の中から水道を上げるわけにいかないといったことから、逆に水道料金を国からもらった補助金を充てて、なるべくお金をかけられないように無償化をしたりとかというふうにして、何とか事業会計も含めながら今までやってきたところなんです。そういう思いがずっと積み重ねてきたので、こういう言い方をするとあれかもしれないけど、先の選挙においても、私の公約の中に、やっぱり水資源を活用して、新たな産業を立てていかなきゃいけないよといったことを書かせてもらいながら、現在に至ってきているところでございます。

そこで、1つ参考になったのは、ほかの自治体の取組を幾つか見させてもらっている中で、この事業は、というところで、こういう産業が生まれてくるん

だなどという人のヒントをもとに、松田町の庁舎の中で、このところ、水道課が並行して、この事業会計を値上げしないために、どうすればいいかという考えつきながら事業計画を立てていく中で、今現在に至っている。それでプロのところの中で話をする中で、一方で、私はどっちかといえば、値上げというのは最終手段であって、値上げしない部分のために、町の一般財を使って、税金を使って、これは利用料じゃなくて、税金を使って、資本を投下をして、そこでの水道を使ってもらったりすることによって、事業会計をよりよくしていこうというふうな発想を持っていましたので、この件については、私の中では、もう去年ぐらいから、こういったことがあった、私が就任した場合には、こういった事業をやりたいというふうなことを考えておりました。

以上です。

1 2 番 寺 嶋 趣旨といいますか、目的、そういうのは一応分かりました。ほかでも、近隣でも秦野とか、どこでしたか。秦野が一番日本の名水と、一番ね、ベストテンといいますか、ベストワンなんだと思うんですけども、これは有名ですよ。あと、座間水ですか。県内で。そんなことで、近隣が一応取り組んでいるんですけども、そういうことで見ると、何か最近秦野のほうでは、追加注文して、事業、売上が伸びているみたいな、そんなこともありますので、この辺は趣旨としては一応分かりましたので、こういう近隣で先進的な取組のところですね。参考にさせていただければよろしいかと思います。

あとは次の2点目、次は、今度、新たにこれは寄地区ですよ。井戸を掘るというのですけれども、井戸を掘って地下水を利用する、ということですから、そうした場合、それから、建物を建てるには、土地も必要ですよ。その何らか井戸を掘ることについても、建物を建てるについても、土地とか必要なんですけども、そういうのが新たに事業化する前に、新たに債務といいますか、そういうのが、負担が新たに出ると思いますけども、これはどのようになっているのか、お伺いします。

町 長 私はちょっと今の一応一番初めの答弁で、うまく伝わっていなかったんで、改めて申しますと、今回は、寄簡易水道の事業会計を何とかよくしたいという

ことが大前提ですので、井戸を掘って水を使っちゃうと、その水というのは、事業会計とはちょっと違うものになりますから、今はもう既に掘っているところ、上げた水を、水道水としてこうなった水を、なので井戸を掘らずに、今の水にまだ余裕があるので、その水を使ってボトリングしていこうと、そう理解ということでございます。1点目。

続いて、その建物を建てるにしても、そういった部分で、事前の何かあるんじゃないかということでもあります。

基本的に今考えてるのは、もう既に町がお借りしている土地に建設をしたいというふうに考えておりますので、それはもう新年度の予算の中にもお借りする、もしくは買わせていただく土地がありますから、その予算の中で今やっついこうというふうに予定を組んで、この令和8年度当初予算のほうに組ませてもらっています。

以上です。

12番 寺 嶋 それでは、次に、今後、これから設備投資ということで、今度は、施設の設備費用ですね。これは5億円超の費用負担に事業費になっておりますけども、これは新たに交付金などを活用してやるということですけども、それは、この交付金は、今、現実に申請をして、現実にもう交付金が出るという、確実になっているような状況なのでしょうか、その辺をお伺いいたします。

参事兼政策推進課長 この事業につきましては、今申請中ということになります。設備投資の部分で、ハード事業につきましては、そのうちの国が2分の1、ソフト事業につきましても同じく国が2分の1というところです。なお、ソフトについては、県の補助金も今申請をしている状況にありますので、併せて進めているという状況でございます。

以上です。

12番 寺 嶋 この新年度にまだなっていないんですが、これは交付金はいつ頃、今申請中ですね、決定されるのか。その辺についてお伺いします。そうしますと交付金を実際、確実にってからでないと、結局、事業というのは、実際、今回は指定管理者みたいなそういう一応民間の委託というか、民間管理になると思うん

ですけども、こういう中でいつ頃そういうのが決まって、それでいつ頃にこの事業が、事業というか、設備投資も入れた事業がスタートできる、そういうのが、見込みを教えてくださいたいと思います。

参事兼政策推進課長　　まず申請における採択は、当初は3月末という状況だったんでございますが、国の動きがちょっとずれ込んでまして、4月上旬ぐらいになるのではないかとというような今情報がございます。それをもって初めて、先ほどちょっと言ったとおり、プロポーザルの方式を取るので、募る方法の実施要領を作成し、速やかに募集するというような形になってくると考えております。

　　以上です。

12番　寺　嶋　　流れのほうは、交付金とそういう事業の流れが分かったんですけども、今、プロポーザル方式とかということでありましたが、官民連携事業として、事業者を募るということでもありますから、このプロポーザル方式での事業、施設の指定管理者の事業、これ、こういうのが、実際、そういう事業者を募ることができるのか、そういうプロポーザル方式での事業者を大体今から当たって、何社ぐらい、プロポーザルですからこちらから呼びかけるということだと思っておりますが、そういうような段取りですかね。そういうのをね、どういうスケジュールとどういうふうな形でやられるのか、お伺いします。

参事兼政策推進課長　　ありがとうございます。このプロポーザル方式一括、広く募集をするために公告をするということになります。現在、先ほども町長からありましたとおり、広くサウンディングですね。実績のある事業者さんとサウンディングを何社かしております。そうした中で、この事業を遂行していくと。その部分については、再三このぐらいの賃借料が出るというようなことでイメージはもう全部できていますので、そうした上で、4月上旬には、そのサウンディング要綱をつくり、広く募集をし、その上で審査会を受けて、選考していきたいと。それをもって、行政財産としてやっていきますので、それぞれ契約の議決事項も含め、また新規の建物の条例設定もしなくてははいけないので、そこもしっかり定めていきたいというふうに考えております。

　　以上です。

12番 寺 嶋 それでは次に、今後、事業をするにあたりまして、実際、令和8年度は、施設整備が重点だと思うんですけども、実際、事業をやられるのは、全部施設整備、事業所も施設も建ってやらないと、実際事業はできないわけですけども、このボトルドウォーターを生産する設備ができて、生産する、そういうのが実際、さっき補助金の話もあって、4月にずれ込むとかいろいろあって、実際、施設整備が建設するのがいつ頃になるかというのは、あんまりまだ見通しが立っていないようですけども、そうすると実際、そのボトルドウォーターを生産する時期、それから、指定管理者が決まったら、大体最初にどのぐらいの生産をするのかというのが、今の段階で、実際は民間がやるということなんですが、町がある程度、今、生産量とか、生産体制について、考えていることがありましたら、お聞きをしたいと思います。

町 長 まず、令和8年度につきましては、順調に例えば行った場合という、たればの話になってはしまいますけれども、一応申請の最終的な、まずは3月末までとにかく完成をして、4月1日から実際に動かしたいと思っておりますけれども、恐らくゴールデンウィーク明けぐらいから出荷ができるのではなかろうかというふうな話に、よくほかのところも、聞いていますので、それからかなと。

大体最大という話で、さっきちょっとお話ししましたけども、今回は水の充填500mLのペットボトルの水の充填機械と、今、炭酸水がやっぱり比較的、ふるさと納税なんか見ているとよく出ているんですね。そっちのほうに人気があるということで、炭酸水等を充填する機械を同時並行でやっていくという予定をしております。

最大1時間当たり2,000本ということで、基本的には、8時間動いても、8時間ということで今予定はしていますけども、これから令和8年、9年、10年の3か年で、同時にPR活動もちょっとやっていくということもありますので、それに応じてニーズが高まれば、それを8時間から、例えば最大16時間2交代まですることによって、物事が進んでいけば、当然水は使ってもらえますし、というようなことも期待をしているところでございますので、そういった

生産能力を期待して、今、企画を予定をしているところでございます。

以上です。

1 2 番 寺 嶋 大体一応1番目のボトルドウォーターについては、大体分かったんですが、ただこの事業、先ほど言いましたように、新聞でも取り上げられていた部分もありますけども、なぜ事業費が、5億円超ということと、制限といたしますか、今現在の水源を使うということで、確かにそれはもう水量といたしますか、湧水量が相当あるということなんですけど、湧水量は大丈夫なのかとか、あとは実際行う団体が、実際、収益といたしますか、そういうことが、実際、ここにも書いてありますが、回答がありました。町への負担金、その他維持管理費などの収支に黒字になれば、指定管理者の、民間の収益というのは、赤字となれば、民間が赤字になるということなんですけれども、最低でも民間のほうは、かかったコストに対して最低で収支バランスができるように生産する。だから、それ以上生産するかどうか、また、事業者のほうのことになると思うんですけれども、実際、そうすると、この民間が事業が成り立つのか、その辺が、町があんまり心配することはないと思うんですけれども、そういうのがありますから、今回ある程度固まったら、やっぱり最低でも寄の町民といたしますか、の方にやっぱり説明会を開いてやったほうがいいと思うんですよ。

私のほうにも、今回の件で、この前新聞に載って、あるマスコミに載ったけども、この事業は、どうなのよと。中には心配している人もいますから、私としては、やっぱりそういう意見も踏まえて、町民の方に説明会を開いてもらいたいと思うんですが、そういうようなお考えが、お考えといたしますか、ぜひに取り組んでほしいと思うんですが、これに対してどのように考えているでしょうか。

町 長 まず、水の供給について、ちょっとお話があったんで、話ししますけども、今回1日当たり、時間当たりという表現かな、時間当たりで水を生産する分量として、約2トンから3トン使うんですね。2立米から3立米。実際、今の水の供給量の余分が、大体20立米ぐらいあるというふうに報告を受けています。ですので、当然水がなくなったりだとかということはもう全く関係なく、

逆に水じゃんじゃん使ってもらって、水道料金払ってもらるのが一番会計としてはいいんですけど、そういうわけにいかないのも、もう当然そうということです。

先ほど、寺嶋議員がおっしゃるとおり、金額だけが歩いちゃって、何の目的かというのが、なかなか分かってもらえていないとすると、また何かこんなお金を使ってと言う人はいます。なのでおっしゃるとおりに、今回の目的は、皆さんたちが住んでる人たちが、負担がこれからもう間違いなくこんなことやらなければ負担が増えてくれる。

前にも私は別の席で地域の方々に説明会があったときに話したのが、一人当たり年間、普通に2万人増えるよと、これから住んでいる赤ちゃんからお年寄りまで、それでいいんですかと。1,300人いらっしゃるんで、年間2万円、今の数字プラス2万円だから、2,600万円ぐらい増えますけど、大丈夫ですかというような話をしたことがあります。これは寄地区の方にですね。ですので、それを阻止するためには、そうならないように、とにかく水を使ってくれる人の企業、もしくは人を増やさなきゃいけないけども、すぐにはなかなか難しいから、町が税金を投下してでも、最終的に事業収支が成り立つ事業としてやるべきじゃないかというふうなことを判断させてもらったんで、皆さんいかがですかというふうな説明会は、タイミングを見てやらせていただきます。

そのタイミングの話をします。タイミングは、まず補助金がしっかりと松田町に、あなたのところに補助金申請が決定しましたよと言われたところから日程調整をさせてもらいたいというふうに考えます。

以上です。

12番 寺嶋 時間もなくなりましたんで、一応今度のテニスコートのほうの整備の改修とか、整備に移りますけれども、今後、今、既存の3面を人工芝から、ハードコート、リニューアルそういうようなこととか、今度新たに3面を増設するという、予定だよ、あくまでもね。これが人工芝ですよ。このハードコートと人工芝、これ、今度、2種類のハードコートが、種類ができる、整備する予定なんですけど、これはどうしてリニューアルするハードコートになっている

のか。あとは一定の大会、この整備によって、一定規模の大会が開催できる環境を整備する予定である。あくまでも予定ですから、そうしたら、どういう大会ができるのか、その辺についてお伺いをいたします。

参事兼観光経済課長 2点質問があったと思いますが、1点目のテニスコートの概要についてでございますが、現在のテニスコート3面の人工芝を張り替える予定でございます。そちらがハードコート3面といった、工事の説明でもそういうふう書いてあります。

もう1つが、その上流側に3面のテニスコートを増設する予定でございます。砂入り人工芝コートで、デコターフといいまして、オリンピックなど、国際大会で採用されている国際基準のコートでございます。

2点目の質問の6面になり、どのような大会を想定しているかということでございますが、やはり6面になりますので、地域のスポーツの振興と交流人口の拡大を目的としておりますので、これまでは町の親睦大会とか、テニスの愛好家の大会、そういった小さな大会でございましたが、ジュニアの大会とか、さらには6面ですので、これからの声かけPRにもよりますが、全国的な大会も開催できるように目指していきたいと思っております。

12番 寺 嶋 それでは最後に、このテニスコート整備によって、利用客がどのくらい増える見込みを想定しているのか。その辺についてお伺いをいたしまして、私の質問を終わります。

参事兼観光経済課長 現在答弁書にもありましたとおり、現在は年間2,000人前後しております。このテニスコート整備によりまして、5年後である令和13年、2031年度には、約6,400人ということで、4,400人の増を見込んでおります。

以上です。

12番 寺 嶋 私の質問は終わります。

議 長 以上で、受付番号第3号、寺嶋正君の一般質問を終わります。

受付番号第4号、井上栄一君の一般質問ですが、欠席しておりますので、一般質問は行いません。

それでは受付番号第5号、秋田谷光彦君の一般質問を許します。登壇願いま

す。

5 番 秋 田 谷 それでは、議長のお許しをいただきまして、質問させていただきます。

受付番号5番、質問議員、第5番、秋田谷光彦。

件名、継承者がおらず、空き家になり得る住宅や土地の終活について。

要旨、1、高齢者のみの世帯、または継承者がいても、就職や結婚などにより、町外へ転出し、戻る見込みがない等の事情により、近い将来、空き家になり得ることを想定して心を痛めている方が多くおられます。今後、空き家になり得る可能性のある軒数を町は把握をされておりますでしょうか。

2、既にかかなりの数の空き家となっている案件に対して、町はどのような考えを持ちで、どのような対策を行っていくのか。お伺いいたします。

町 長 それでは、秋田谷議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

まず町が把握している空き家等については、令和6年12月に目視による実態調査時点での結果として申し上げますと、空き家の可能性がある物件は、松田地区が56件、寄地区が67件の計123件でございました。その後、登記簿の取得や空き家法第10条に基づく所有者等への水道利用状況の調査などを行い、所有者の特定業務及び特定できた所有者については、随時意向確認を行っておるところでございますが、当該物件の登記情報が、当初の情報から更新されていない事や相続関係で連絡が取れない等の課題に直面し、時間を要している状況でございます。空き家法では、空き家の定義を、居住、そのほかの使用がなされていないことが常態化であるものを指します。具体的には、1年以上人の出入りや、電気、ガス、水道などの使用実施がない状態が目安とされております。

それでは1つ目の御質問にお答えいたします。現在、空き家ではないが、今後、空き家になり得る件数の把握につきましては、現在居住されている方に対するアプローチができておりませんので、2月末現在の70歳以上の独居の方531名のうち、まずは持ち家にお住まいの独居の方を約300人を対象に意向調査を3月末に行い、町社会福祉協議会にて実施している、終活支援相談会への参加の周知、さらには空き家になったときの活用に向けて、町固定資産税の賦課通知の中に、相続登記の義務化の啓発チラシなどを同封するなど、空き家にな

り得る可能性が高い、所有者等への意向確認を優先的に進めてあります。

2つ目の御質問にお答えいたします。まず、これまでの町を取組を申し上げますと、官民連携事業として、金融機関のリバースモーゲージ制度や、相続登記、備品整備や無償譲渡など、空き家アドバイザーによる無料相談窓口等の紹介、かながわ住まいまちづくり協会が行う、市町村を代表とした空き家等の所有者向けセミナー、並びに相談会の開催に取り組んでいます。さらに空き家流通促進に向けて、さがみ信用金庫様と、及び全国保証株式会社の3者にて、空き家対策専用ローンの設定のため、令和6年6月に協定を締結しております。

令和7年度、これからになりますけども、株式会社ネクスウィルさんと空き家等の利活用や空き家等の所有者との相談、訳あり不動産と利用者とのマッチング、空き家等の対策、必要な情報の共有及び発信について、包括協定を締結し、町民の生活環境の保全及び安全で安心して暮らせる社会の実現を進めているところでございます。

さて、既に空き家等と思われる物件等の対応体制については、今後さらなる高齢化社会に対応するため、空き家等の予防対策をはじめ、残された家族が家財や財産の処分をスムーズに行えるよう、そして令和6年度から住み慣れた地域や、自らが望む場所で安心して暮らし続けることができるよう、遺言、遺贈、寄附、リバースモーゲージ制度などを含めた終活などの相談窓口として、月に1回の法律相談並びに平日は社会福祉協議会にて行っています。今年度は、2月20日に終活セミナーや、空き家対策等相談会を実施したところ、約70名の方が御参加され、関心の高さがうかがえました。

また、空き家等を含めた個々の財産を生前にどのようにしたいかについては、その所有者が決めることとなりますが、その一つの選択肢として、町が引取りや買取りなどを行うことについて、制度化や規定等を設け、その活用に向けた維持管理経費等の財源につきましても、所有者と協議した上、受け入れる方法などを検討してまいります。

財産寄附等を受け入れている先進事例では、対象とする建物の受入れ要件を細かく設定した上で、優先的に必要である建物を調査及び審査会にて協議した

上、その建物を自治体が流通させることで、空き家の解消や跡地の流通を実施している事例がございます。

例えば、東京都町田市では、遺言の遺贈寄附を受けることを記載し、市への寄附はその建物等を現金に換えて寄附する制度を実施しております。今後町も将来どのような建物の御寄附が申入れがあることを前提に、町民福祉の増進につながる対応として、空き家等の予防対策及び活用に向けた制度設計を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

5 番 秋 田 谷 それでは関連質問をさせていただきます。以前にも質問させていただきましたが、今や親の不動産を引き継ぐのが面倒がる子供が増えている時代です。ましてや、子供のいない御夫婦は、自宅が空き家になり、御近所迷惑になりかねないと年を重ねるごとに心を痛めております。

最終的には放置空き家になる可能性が高いので、できれば町に頼るしかないと考えているようですが、これは当人たちにとっても深刻な問題です。

私事で申し訳ないんですが、昨年、私の実家の兄嫁が急死をしました。兄夫婦には子供がいないこともあり、子供がいないと、兄嫁の兄弟に権利関係が広がり、90歳を過ぎた姉の兄弟は亡くなられた方もおり、甥、姪に権利関係が広がり、平素、つき合いもなく、全国に移住した親族に遺産分割協議書の書類に全員の印鑑をいただかなければ、兄嫁の口座に手もつけられず、介護施設にいる兄の口座に預金を落ち着くことができず、いまだに完全に解決できません。このように子供に恵まれない夫婦の不動産や預貯金などは、権利関係が広がり、複雑になると簡単には解決できません。また、継承者がいても、近親者が相続手続等を放置すれば、空き家となります。これが昨今の空き家の根拠かと思いますが、行政としては、ほかにどのような要因で空き家が発生していると思っておられるのか、お伺いいたします。

参事兼政策推進課長 御質問ありがとうございます。そして空き家を担当しておる担当者としては、空き家の法律というのができたんですけれども、その規定が空き家等、いわゆる1年間というような規定がございます。今、それぞれの空き家というも

のに対しての個々のニーズがいろいろあるというふうにはあります。空き家なんだけど、その後使うとか、そういうところをしっかりと情報共有をして、その人、その所有者等が、どのような意向で将来過ごしていくかというような方向がすごい必要だということで、ただ空き家の町が調査をして、これだけありますというだけで終わらず、そこに対してアプローチを積極的にしていきたいというふうに考えておりますので、その対策として、先ほどちょっと述べたとおり、まず空き家の、空き家に対してどのように考えているのかということをして70歳以上の、こうした独居の持ち家の方に対して、早急に聞き取りをしていきたいというふうに考えております。

なお、空き家が広がることによって、いろいろな安心・安全面も含め、またいろいろな犯罪等も空き家で起こっているとか、そういうのもありますので、そういう機関を町全体連携して取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

- 5 番 秋 田 谷 今私は空き家になり得ることを心配している複数の方に質問や相談を受けております。権利関係が広がると、法律的に解決には本当に大変な労力が必要となることを心配しております。1組の子供のいない御夫婦は、遺言書を残したいとのことでした。私も兄嫁の預貯金の遺産分割協議書のことで、司法書士から助言をいただいておりますので、御夫婦を公証役場に相談、お願いするのが一番よいと考え、お二人を公証役場にお連れしました。その中で、御夫婦は、身内に相談する人もいなく、親戚は遠くに住んでいるので、迷惑もかけたくないとのことでした。

預貯金は近親者に残しても、不動産は扱いが面倒で、迷惑をかけるので、松田町に寄附したいとのことでした。その中で、公証役場の担当者によると、遺言書に残すには、松田町の受け取るという意思表示ができれば必要とのことでした。

当人たちの自宅もリフォームもできていて、劣化もなく、これからまだ三、四十年はこのまま住めるのではないかと思った。私は町が寄贈や寄附を受け入

れてくれると思い、すぐ私は町の担当課の課長に相談させていただきました。その際、町職員さんによりますと、寄附された土地や家屋などは、すぐに利用できたり、有意義な活用ができればよいが、できない場合には、解体費用等が発生して、安易には受け取ることはできないとのことでした。確かに冷静に考えれば、そういうことがあるかもしれません。そのことを当人たちに説明したところ、解体費用のことは理解しておられ、仮に町に解体費用を託したら、寄贈、寄附を受け入れていただけるのか、お聞かせいただきたいと思います。

それからもう1つ、先日、担当課に説明されて、ある程度私も理解はしたと思っておりますが、ほかにも同じような内容を持っておられる町民が複数おられますので、いま一度、寄附・寄贈に対する町の立場を説明していただければと思います。よろしくお願いいたします。

参事兼政策推進課長 町が寄附を受ける、いわゆる個人の財産を町が、町の町民の税金というか、財産になるというところを考慮してでございます。まずいろいろな事例とかも踏まえて、やるかやらないかは別として、いろいろな状況にあって理解していただきたいのが、まずその建物が、本当に防災のためとか、いろいろな形で活用できそうなものに対しては、やっぱり町も積極的に受けたいというのがあります。

それと、やっぱりそれを受けるに当たっては、いろいろな所有の問題とか、土地の関係の問題も全部クリアする、そういうふうな規定をやっぱり持っていないと、何でもかんでも受け入れるということできませんので、そういう規定をまずつくるということは今考えております。

やっぱりそれを維持していくということになると、その不動産をずっと町がやっていかなきゃいけないというのはあります。すぐ何か使えるということが可能であっても、その目的がやっぱりまだない場合についてありますので、そういう部分を含めて、総合的に判断して、町としても先ほど言った解体費用を含めということで制度設計は検討していくということで考えております。

なお、この前2月20日に、私、今、空き家の関係だけだったんですけど、今、財産の関係もあって、終活の相談会に行ってきました。その弁護士先生と

いろいろ話して、空き家のそういういろいろな話があるんだよということで、行政としても、しっかり町の財産、税金でやる以上は、しっかりその辺を踏まえた制度設計をしないとということも言われまして、その辺も含めて、相対的に判断をし、制度設計をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

5 番 秋 田 谷 今、職員の方というか、課長のほうから説明ありましたけれども、これは今まで決められたようなことをおっしゃっているんだと思いましたがけれども、町長としては、この辺何かございましたら、お聞かせいただければと思います。

町 長 鈴木参事は、ここまで話して、私がちゃぶ台ひっくり返すわけにいかないんですけど、公務員さんの回答としては、その程度だと思います。それはもう理解してもらわないと。やっぱり責任取れないので。私の立場は、期間中いる間は責任取れますけどね。そこから運用していくためには、どんな職員であっても運用できるルールをしっかりとつくらなきゃいけない。それは多分、鈴木参事が、今年、役職定年をされますので、そういったことでちゃんと道筋を立てようとされているんじゃないかなろうかというふうに聞いていました。

実際のところ、秋田谷議員がおっしゃるように、もうそろそろ行政がやっぱりある程度、触ってばっかりじゃなくて、空き家対策何となくしてますじゃなくて、財産のところにも、やっぱり1歩でも2歩でも踏み込んでやっぱりいけない時代に入っているんだというのは、理解はできています。

ですので、例えば、先ほど御提案あったように、もう解体の費用とか持っているよと。でもまだ住んでいるからね。だから、亡くなったときにそれを解体してほしいということであれば、何となく制度設計のところと言うと、例えばですけど、その分の基金をつくると。寄附してもらったら、そこに絶対貯金して、一般財源とか、そういうふうにお金持っていないというふうなことの制度設計をやって、それに対してお金が残ったら、残ったところで、今度はお金ない人も多分いたりすると、その人の分も解体できるだとか、何かそういうふうにしていっていかとか、あとは松田町が今、いろいろな指定管理をお願いしている辺りとかと一緒に、どこかに委託をする、民間などに。そのときの軍資

ていくかというところのニーズも確認して取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

- 5 番 秋 田 谷 これから空き家は急激に増えていくことは間違いのないことです。管理されている空き家はまだしも、廃屋となり、危険な状態になっても、現在の私の知るところの法律では、他人や町行政さえも手を出せません。そのようになる前に手を打つ方法の町行政は考える必要があると考えます。

これらもお願いいたしまして、まだ時間がありますけれども、あと1件、私質問を出したんですが、私の認識不足で一般質問にはなじまないとのことで、もうあと1件は、別な機会に質問させていただきますので、早いですが、これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

- 議 長 以上で、受付番号第5号、秋田谷光彦君の一般質問を終わります。暫時休憩いたします。2時15分から再開いたします。 (14時01分)

- 議 長 休憩を解いて再開いたします。 (14時15分)

受付番号第6号、北村和士君の一般質問を許します。登壇願います。

- 1 番 北 村 議長の許可をいただきましたので、質問させていただきます。受付番号第6号、質問議員第1番、北村和士、件名、一般質問での回答を踏まえての来年度の予算及び事業計画について。要旨、これまでの一般質問の中で、下記の項目について前向きな答弁をいただきました。それを踏まえて、来年度予算にどのような形で反映されたのか。事業計画を含めての具体的な取組について伺います。

1番、誰もが利用したくなる公園の整備について。

2番、子育て支援制度全体の分かりやすい情報発信について。

3番、保護者の実情に沿った預かり保育制度への対応について。

よろしく申し上げます。

- 町 長 それでは北村議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

1つ目の御質問にお答えします。まず、「誰もが利用したくなる公園の整備について」でございますが、町ではこれまで、町民の皆様に気軽に御利用いた

だき、多世代の方々とのコミュニケーションの形成や健康づくりの増進などにもつなげていただけるよう、これまで既存の公園に対して、安全面を最優先に、優先的に施設や遊具の点検を定期的に行いながら、都度、必要な対応を図ることで、多くの皆様に安心して御利用いただける環境整備に取り組んでまいりました。

時代の変化により、公園へのニーズも多様化しており、利用者が行きたい・遊びたい公園環境をつくり上げることが必要な時期を迎えていることから、今後は、子供がより楽しく、より安全に遊べ、高齢者の方も健康づくりや憩いの場として楽しんでいただける新たな遊具・設備等を導入し、全ての町民の心身の健康につながる公園環境を整えていきたいと考えております。

さて、令和8年度予算におきましては、子供の遊び場・町民の憩いの場としての機能を強化し、より魅力的な公園とするための整備として、中丸児童公園の遊具更新や樹木管理等の実施に要する経費を計上させていただきました。中丸児童公園はパークゴルフ場にも隣接していることから、子供たちだけでなく、比較的、高齢の方々にも御利用いただきやすい立地にあるため、遊具更新に際しましては、健康遊具も設置することで、パークゴルフ場との一体性を持たせた中で御利用いただけることを想定しております。さらに、公園内に植栽されている大きくなり過ぎた桜の木を剪定し、もしくは、必要に応じて間引きすることも視野に入れた上で、樹木管理を実施することで、より安全安心で、気持ちのよい公園環境を創出してまいります。

また、そのほかの公園につきましても、これまで毎年行ってまいりました遊具の法定点検のほか、町職員が直接実施している定期点検を通じた遊具や公園施設の安全性等の確認と、その点検結果を踏まえた上で、必要となる修繕等の整備について計画的に実施するとともに、公園により、その程度は異なりますが、草が生い茂った場合には草刈りを、また、樹木が大きくなり過ぎてしまい、危険性が生じつつある場合には樹木の剪定を定期的に行うことで、公園利用者の皆様が安心して、気持ちよく利用できる環境を提供してまいります。

次に、2点目にお答えいたします。子供を安心して産み育てられる環境づくりのためには、支援制度の充実及び、「必要な方に、必要なタイミングで情報が届く」ことが重要であると認識しております。

本町におきましては、これまでも広報まつだやホームページ、ラインによる配信、松田町・寄村合併70周年記念で作成しました「暮らしのガイド」等を通じて、情報発信を徐々に強化してまいりました。また、本町に転入された際には、子育て支援制度の説明をはじめ、妊婦さんには母子健康手帳の交付時やこんにちは赤ちゃん訪問といった対面の機会を捉えて、支援内容について案内をしており、町の健康カレンダーでは、内容をよく分かりやすくするよう工夫して作成するなど、子育て世代の目線に立ち取り組んでおります。あわせて、親子の交流の場の提供、子育てに関する相談や援助、地域の子育て情報を提供するための「子育て支援センター」でも子育て支援施策について御案内をしており、子育て世代に寄り添いながら支援を実施しております。

今後も松田町の子育て支援制度を正しく伝えていくため、制度の周知と理解を多角的にサポートするとともに、単に情報を網羅的に掲載するのではなく、情報の到達しやすさを高めるため、「受け手の視点」に立って情報発信を工夫していきたいというふうに考えております。また、町の魅力的な子育て環境を町外へ戦略的に発信していくことは必要不可欠であるため、庁内全体でも横断的に連携して、情報発信を強化し、効果的な情報発信の在り方について追求してまいります。

これからも、「松田町で子育てをしておよかった」と実感でき、かつ町外の方からも選ばれるまちづくりに向けた情報発信を行ってまいります。

3点目につきましては、教育長さんのほうから回答させていただきますので、お願いいたします。

教 育 長 3点目の御質問につきまして。

保護者の実情に沿った預かり保育制度への対応についてお答えをさせていただきます。議員の御質問は、幼稚園で実施している朝の預かり保育を、登録利用だけでなく、一時利用の方にも広げられないかといった趣旨かと思いま

す。松田幼稚園の預かり保育ですけれども、今現在、午前8時から午前9時の時間に実施をしております。その際ですけれども、保育者を1名配置しまして、登園には保護者が付き添うことになっております。利用者はですね、平均しますと毎日10人前後となっていて、朝の預り保育ですけれども、全園児の2割近くが利用していると。保護者のニーズも一定数あるように認識をしております。

議員がおっしゃられるように、一時利用で朝の預かり保育を利用したいんですけれども、その仕組みがないから登録利用をしているという保護者がいらっしゃるのであれば、それには、それにお応えするために、一時利用登録者にも朝だけ預かり保育が利用可能となるよう検討していきたいというふうに考えております。

一方で、預かり保育の制度につきましては、12月議会でも答弁をいたしましたけれども、登録利用を原則としています。お子さんを預ける予定を、保護者に事前に提出してもらうことによって、幼稚園側にとってはですね、保育者の人員体制などをあらかじめ整えておくことができますし、また定額での利用でありますので、保育料の徴収が簡素化できるという利点があります。保護者側にとってもですね、1か月のうち、今日は朝の時間だけ利用したいと、また今日は夕方だけ利用したい、またこの日は、朝の時間も夕方も両方利用したいというニーズに柔軟に対応するため、登録制度としてございます。今後もですね、朝の一時利用を導入していく場合にはですね、事前の予定の御報告など、保護者の方にも御協力をいただきながら、実施していきたいというふうに考えております。

1 番 北 村 御丁寧な答弁、答弁ありがとうございます。

それでは再質問させていただきます。1点目の誰もが利用したくなる公園の整備について伺います。まずはですね、昨年6月議会で住民の声を届かせていただきましたが、真摯に受け止めていただき、厳しい予算編成の中で、令和8年度予算には、公園環境整備工事としてですね、2,200万円を計上していただきありがとうございます。住民の方々もですね、喜んでいただけるかと思いま

す。ただですね、整備工事は、行って終わりではなくてですね、利用者の声を反映しながら、日々、年々更新していくことが重要と考えます。定期的なアンケート等によりですね、利用者の意見を把握して、それを次年度予算に反映する、言わば改善の循環サイクルを構築すべきと考えますが、町の見解をお願いいたします。

環境上下水道課長 はい。それでは御質問にお答えいたします。現在ですね、公園利用者の声を直接聞くことができる機会といたしまして、職員が定期的に行っている安全点検などの際に、利用者への声かけを行っておりますので、その際にですね、利用、満足度や利用ニーズ、またですね、利用者の年代ですとか、どこから来られたかなど、利用者属性の確認などもですね、アンケート形式で行い、今回整備します中丸児童公園のほか、各公園におきましても、できる限り利用者の声をお聞き取りし、それらの声を今後の公園整備に生かしていけるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

またですね、3月中には町のホームページのほうに町内の各公園の紹介ページをですね、掲載させていただき準備をしております。その中で、例えばですね、公園ごとにサイトを設けることでですね、当該サイトへのアクセス数も経年的に捉えることもできますので、注目度などをですね、捉える一つの指標としまして、活用し、例えば他の自治体なんかでは、それだけでなくウェブアンケートなんかでもですね、広く意見聴取をしている事例もございますので、そういった有効なツールも取り入れていけるように研究を行いまして、それらをデータとして蓄積させ、今後の公園整備に生かしてまいりたいと考えております。

以上です。

1 番 北 村 迅速な対応ありがとうございます。循環サイクル、できればですね、住民も声が反映されれば、町政にですね、興味を持っていただける方も増えると考えます。公園という身近なところから、自分事としてですね、町を考えて、町を全体を考えていただけるきっかけとなるかと思っておりますので、年間を通して、計画的にですね、アンケートを取得、この時期にアンケート取得、ここから予算

反映、そのようなサイクル、ルーチンを構築していただきますよう、引き続きよろしくお願いいたします。

続きまして2点目、子育て支援制度の分かりやすい情報発信について伺います。答弁ではですね、情報発信を強化するとのことでしたが、重要なのはですね、実施ではなく、やっぱり成果ではないかと考えます。来年度この取組をですね、どのような指標で測定するのか伺います。例えばですね、認知度とか利用率とか、転入検討者への理解度など、数値で検証できる目標を設定すべきと考えますが、見解をお願いします。

子育て健康課長 それでは、議員の御質問にお答えさせていただきます。情報発信についてはですね、届けて終わりではなく、その情報がターゲットである町民の皆様ですとか、転入希望者、それから子育て世帯に届き、行動や意識にどのようにつながったのかを客観的に把握し、評価していくことが不可欠であると考えております。今後ですね、そのため、今後ホームページの松田の子育て情報をより充実させて、情報発信を強化したいと考えております。

また指標につきましては、デジタルツールの特性を生かしたホームページのアクセス数の解析を指標と捉えまして、いきたいと考えております。具体的には、ホームページの特定のページ、子育て情報の閲覧数、町、公式ラインからの流入率を指標として設定したいと考えております。これを向上させることを目標として、発信の届きやすさを可視化することで、迅速な改善につながると考えております。

また数値目標に加えまして、ホームページを閲覧した町民の方ですとか、転入検討者がですね、得たい情報を得られたかを確認するために、ホームページ上で御意見などをお聞きするアンケートについても工夫して、負担感のない形でのフィードバックの収集を検討していきたいと思っております。この実際の行動データに基づいてですね、より機動的で実効性の高い情報発信へと改善を続けていきたいと考えております。

以上です。

1 番 北 村 ありがとうございます。こちらについてもですね、データ検証、指標に基づ

いて検証されるということで安心いたしました。今のおっしゃられたのは、大体いつぐらいから行う予定でいらっしゃいますか。よろしく願いいたします。

子育て健康課長 はい。既にですね、子ども子育て情報コーナーというのはホームページ上で設定されてますので、それをより充実させるためにですね、これからですね、今後の資料をちゃんとつくったりしてですね、準備が整い次第、作成に入りたいと思います。

1 番 北 村 大体の予定だとあれですかね、令和8年度中にはデータ収集のほうを行うというイメージでよろしいでしょうか。よろしく願いします。

子育て健康課長 はい。議員のおっしゃられるとおり、令和8年度中ということで考えております。

1 番 北 村 はい。ありがとうございます。またですね、子育て、なかなかやっぱり難しい話だとは思うんですよ。というのも、保育園の関係は子育て健康課、幼稚園の関係は教育課、その上の厚生労働省とか国の仕切りが違うので、そこで致し方ないところはやっぱりあるんですけども、どうしても受取り方というのは、保育園にしようかな幼稚園にしようかな、文科省だな厚生労働省だな、関係ない話なので、そうなってくるとですね、子育て健康課だけというわけにもちょっといかないのかなと。そこでですね、町外への情報発信の話になるんですけども、それも踏まえて、多分、庁内連携が必要との答弁をいただいたんですが、継続的な改善にはですね、どうしても子育て健康課だけという話にはならなくて。今までだと、情報発信は政策推進だし、でもその中の施策をつくっているのは子育て健康課だったり教育課だったりとかという、これが分かれてしまっているところで、多分それを踏まえて、横断的な庁内連携がというようなお話だったと思うんですけども。継続的な改善についてはですね、責任主体の明確化がやっぱり分かれちゃって、どこなのという形になってしまっていると思うんですよね。そういった意味では、この取組の主担当部署と、進行管理、データ検証を行っていくのはどちらが主担当になるのか。ちょっとお考えをお示しのほどよろしく願いいたします。

子育て健康課長 はい。ただいまの御質問にお答えさせていただきます。子育て健康課の担当課としてのですね、考え方として、まずお答えさせていただきますと、御指摘のとおり、横断的な取組においてはですね、誰が責任を持つのかという視点が極めて重要であると考えます。支援ごとに実施を担う各所属がですね、主体となって、直接責任を持つということが必要であると考えます。そのため、各施策の専門性を最大限に生かせるそれぞれの所属が、当事者意識を持って事業を推進できるというところからですね、担当課の子育て健康課で行っている支援策は子育て健康課において、主体性を持って、今まで以上に情報発信の強化に取り組んでまいりたいと思います。住民が知りたい情報という共通の目的に合わせて、子育て支援制度について、関係各課等で横断的に連携して情報発信をしていくという目的を共有して、関係各課と連携協力して、広報、ホームページなどを通じて分かりやすい情報提供を目指していきたいと、担当課としては考えております。

1 番 北 村 ありがとうございます。原課の方が本当に責任を持ってというのは、すごくもう本当に大事なことだとは思いますが、果たしてそれが横断的と言えるのかというようなところは、ちょっと少し疑問を感じております。というのも、仕組みの話を今してはですね、子育て支援はもちろん子育て健康課だし、教育の部分もあるしというようなことなんですけど、どこをどう調整して、例えばですよ、協議会を持ってとかという話になるのか、その、どのような方法を使ってですね、横断的な対応をしていくのか、具体を示していただけるとありがたいです。よろしくお願いいたします。

教 育 課 長 はい。どのような方法というところでですね、やはり組織でございますので、例えば、子育て、子ども・子育て支援事業計画であったり、また令和7年度に教育委員会のほうで実施しておりました、幼児期の育成環境の在り方検討会といったようなものでですね、その中で、お互いがアドバイザー、オブザーバーですね、失礼しました。オブザーバーとして参加をして、情報共有を図ると、そのような体制を取っております。

1 番 北 村 はい。分かりました。じゃあそちらのほうで今後煮詰めて、情報発信をして

いくというようなことで受け取らせていただきますので、よろしく願いいたします。

ちょっと別の話になるんですけど、昨年12月議会ではですね、幼稚園の魅力発信が必要と答弁をいただいておりますが、なかなか幼稚園の魅力発信で、ホームページも見たんですけどね、制度紹介とかだけでは、やっぱり幼稚園の選択にはつながらないかなとやっぱり思うんですよ。そこで確認いたします。子育て世帯の行動変化、特に幼稚園の利用検討につながったかどうかまで検証する仕組みは設ける考えはございますか。よろしく願いします。

教 育 課 長 はい。それでは北村議員の御質問にお答えをさせていただきます。子育て世帯の行動変化、特に幼稚園の利用検討につながったかどうかという検証という御質問でございますが、まず、令和8年度の予定、これからの話になりますけれども、今年度よりですね、松田幼稚園の入園予定者数は数、率ともに増加する予定であります。令和8年度、失礼しました。令和6年度と7年度ともですね、入園者数は16名、率にして34%、全学齢の子供から割るとですね、約34%、令和8年度はですね、24名を予定しております、40%、34%のところ、40%に少し伸びるというようなことの予定でございます。また寄幼稚園については、例年、全員入園というところになっております。

ただ議員御質問の御趣旨というのがですね、増えたからよかったねではなくて、その原因がですね、町の我々の情報発信にあるのか、また保育園に行きたかったんだけども行けなかったのか。また保護者の就労形態とか様々あると思います。そういったもののどこに原因があるのか、またどういった複合的な要因があるのかというような御趣旨かなと思いますけれども、教育委員会としてはですね、幼稚園に入園した園児の希望がですね、第一希望だったのか第二希望だったのか程度は、今のところ把握はしているんですけども、何ていうんでしょうか、数、といった数は把握しているんですけども、そういった、今申し上げました検証まではしていないというような状況でございます。将来的には子供の数が減ることが予想されております。来年度の増加がですね、一時的なものであるとも考えられることから、来年、現在の様々な取組を続けつつ

ですね、来年度の入園の受付に際して、申請書とかにですね、質問項目を設けて、なぜ松田幼稚園を選んだんですかのような、希望しているんですかのようなですね、そういった質問を設けて、検証把握をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

1 番 北 村 はい、承知しました。ありがとうございます。データ検証よろしくお願ひします。情報発信はですね、出すことが目的ではなくてですね、伝わって行動が変わることが目的でございます。評価と改善を前提とした運用をしていただかないと、多分ですね、出せば出すほどよくなるんだと、もう人が幾らあっても足りないので、そういった中では、本当にある程度の指標をつくることですね、皆様方のちょっと助けにも、私どもの力にもなるとお思いますので、何卒一つそれを前提にですね、考えていただいて、事業に当たっていただければとお思いますので、よろしくお願ひいたします。

最後に3点目、保護者の実情に沿った預かり保育制度への対応について伺います。幼稚園の朝の預かり保育について、一時利用者にも広げる方向で検討するとの答弁をいただきました。現場の実態を踏まえ、制度を見直そうとしている点についてはですね、保護者にとって大きな安心につながるものと受け止めています。ありがとうございます。

そこでですね、この検討を来年度のいつ頃をめどに具体化していくか、スケジュールを伺いたしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

教 育 課 長 はい。一時利用者の預かり保育の朝の利用ということで、検討するということでございますが、事故防止、安全確保の観点からもですね、実際にやはり預かる幼稚園のほうの体制を整えることがまず第一だというふうに、我々としては考えております。また条件といたしましても、やはり就労などでですね、一定時間の就労をですね、した上で、預けたいというような、そういったやはり保護者の、そういった保護者の園児を対象にするようなそういった仕組みづくりをしたいとも考えております。預かり保育の実際の来年度の申込みは、3月の20日ぐらいにですね、締切りをさせて、一旦締切りをさせていただくんです

けれども、その頃に人数とかはですね、おおよそ確定をいたしますので、その人数を見た上で、判断をしていきたいと思います。そうしますと、着手するのは新年度に入ってからということになります。もう少し具体的に言うとですね、実際にその枠を広げるという話になりますので、やはり預かり保育担当者が確保できたという前提で、また園児のですね、新入园児がやはり落ち着くのがやはり3か月ぐらいは最低でもかかるというのもございますので、そのぐらいに、可能かどうかというところで判断をさせていただきたいと思っております。

1 番 北 村 はい。承知いたしました。一時利用の枠をというような話で、基本原則はね、登録利用でというようなお話なんですけれども、今の登録利用の仕組みというのは、利用回数が増えるほど自己負担が軽くなるという、やっぱり構造になってしまっているんですよ。そうすれば、受益者負担の観点からも、なかなか理解を得にくい面があると感じています。今、多分検討されていることも園の議論とも関係してきたりして、現時点での変更ってなかなか難しいなというのは私も承知しているんですけども、制度の在り方についてはですね、それ未来を見据えて、これがちょっとずれているなというようなところも踏まえて、引き続き御検討をよろしくお願いいたします。

またですね、制度を柔軟にする一方で、おっしゃっておられますけれども、園の運営が不安定にならない、しっかりした体制で預かれるというようなことも非常に重要だと感じています。利用増、朝の預かりを増えることによって、利用増が見込まれる場合ですね、人員配置や受入れ方法についてはどのように体制を確保していくお考えなのか、ちょっと御見解をよろしくお願いいたします。

教 育 課 長 はい。人員配置や受入れ方法ということでございます。人員配置につきましては、やはり3歳から5歳の年齢が低いお子様をですね、お預かりする場合ですね、やはり朝夕とも、現在の受入れの人数が現行体制では上限かなというふうに考えてもございます。受入れ方法につきましては、基本的には応募があった方をですね、断ることがないように、園のほうとしても最大限努力をしてい

るところでございます。議員の御質問にある、預かり保育の園児が増えることで、個別支援の必要なお子さんも、現在増えてきている部分もございますので、事故やけがの発生が危惧されるというそういった側面もございますので、やはり配置する人数に工夫が必要かなというふうに考えております。ただ実際ですね、保育時間、今現在、保育時間に支援員を募集をしているんですけども、思うように集まらない状況で、現在の雇用情勢を見ても、簡単に人が集まらないのかなというところを感じているところなんですけれども。現段階ではですね、そういった人を集めるときには、募集を、いろんなツールを使って募集をするのはもちろんですけども、あとはやはり個別にですね、当たっていくというような努力をして、個別に折衝などをしていくというようなことを考えております。

以上でございます。

1 番 北 村 個別に当たるって、どんなことと、ちょっと聞きたいところではありますけれども。やっぱり体制整わないと受け入れることできないけれども、やっぱりそれで悩んでいる保護者様はやっぱりいらっしゃいます。事の発端の話ですけども、やっぱりなのはな保育園、通われていて、でも3歳になるとさくら保育園に預けるという流れが、なかなか上限に達していて、預かれないよと。じゃあ幼稚園といたら、預かって、一時だと預かってくれないよ、じゃあ困ったね、じゃあ町外に出るしかないのかなという、そういうお悩みの中でですね、打開策、多分、だと思しますので、早急にですね、体制整えていただいて、受け入れる体制を構築していただければと思います。

おっしゃっていただいたとおり、全国的に幼稚園教諭ってやっぱり不足していると聞きます。私も。であればですね、有資格者には有資格者にしかできない業務に専念していただいて、それ以外の、特に事務的業務はですね、会計任用年度職員等も活用してですね、幼稚園を支える体制づくりも必要ではないかと考えますけれども、その点についてはいかがお考えでしょうか。

教 育 長 今、北村議員からですね、大変力強い御答弁いただきまして、業務に専念してですね、それ以外のものについては事務的の会計年度職員を任用するという

ような、力強いお言葉をいただきました。大変ありがとうございます。

今年ですね、私、副園長と面接を4回ぐらい実施をいたしました。そうした中でですね、副園長は、一番最初の面接のときにですね、これくらい大きな袋にA4サイズのノートを30冊から40冊持って、面接をやりました。副園長、何でそんないっぱい持ってきたんですかと聞きました。そうしましたらですね、私の質問にすぐ答えられるようにだというふうに言われました。じゃあ何が書いてあるんですかと聞きましたらですね、そのノートにはですね、今まで教諭の時代からずっとですね、このお子さんにはこういう指導をしてきた、この研究会に行ったらこんなことを学んだとか全部書いてあるんです。そういうノートを蓄えているんですね。その副園長が言うにはですね、何がやりたいのかと言ったらですね、人材育成をしたいんだと言われました。つまり、OJTで、職場の中でですね、若手の職員が多い。その職員にですね、自分のノウハウを伝えていきたいんだというふうに言われました。ところがですね、やっぱり事務がたくさんあって、なかなかそういうことが、実際、副園長としてできていかないと、それが一番悩みなんですよというお話がありました。そういう部分では、今、北村議員おっしゃられたようにですね、その指導体制を整えていくということは、大切なことだなというふうにまず感じています。

もう1点ですね、最初答弁させていただきましたように、松田町は朝8時から9時まで1時間の預かり保育、放課後2時から6時まで4時間の預かり保育を実施しています。これはですね、私は思うんですが、幼稚園という教育、限られた教育施設の中で、しかも限られた人材の中で、限られた環境の中で、親のニーズに精いっぱい応えている。本当にほかの他市町村と比べてもすばらしい預かり保育の制度だと、町長の施策の一つだと思いますけども、大変すばらしいなというふうに正直感じています。でもですね、北村議員おっしゃられたように、やっぱり朝の、朝だけ預かってもらいたいという方もいらっしゃるのではないかなというふうに思いますので、その辺につきましてはですね、保護者のニーズを調査しながらですね、対応していきたいなと、そんなふうに考えております。そういう部分でも、体制整備というのはやっぱり重要だなという

ふうに思います。

- 1 番 北 村 はい。ありがとうございます。幼稚園はですね、保護者にとっても子供にとってもですけど、最初の教育機関となります。一人一人の個性を伸ばすためにも、一人一人をしっかり見てですね、どうしたらこの子は伸びるだろうと考え、保護者との対話の時間を持てることこそがですね、幼稚園の魅力を向上させる最重要のポイントだと考えます。限られた財源ということを重々、重々承知しているんですけども、その点を御理解いただいてですね、松田町の未来をつくる子供たちのために、体制整備を取り組んでいただきますよう、何卒ひとつよろしく願いいたします。

全体を通してですが、今回取り上げたですね、公園整備、子育て支援の情報発信、そして預かり保育制度への対応はですね、分野は違っても本質は一つだと考えております。それはですね、行政と町民を与える側と受ける側にするのか、それとも住民とともに作る仕組みにさらに進んでいくのかという問題だと思います。日本は人口減少の時代にも入っていますよね。共働きが当たり前になって定年も延びました。つまりですね、人々が忙しくなって町政に関わる時間の余白というのは確実に減っています。放っておけばですね、町はサービスを受ける場所になって、関心はやっぱり静かに離れていくと思うんですよ。だからこそ、今必要なのはですね、施策の量だけではなくて、関わりが生まれる設計だと考えます。公園を整備したら、使われ方を知って次に生かす。制度を発信したら、理解されたかを確かめて改善する。預かり保育の実情を測って変えていく。実施して終わりではなくてですね、測定して学んで変える。この循環が回り始めたときにですね、行政サービスは初めて対話になるかと思います。人は自分の声で何かが変わったと感じたときに、参加したくなるんですよ。参加したとき、町政は他人事ではなくなって、なくなります。その積み重ねこそが主権者としての意識を育て、松田町を支える力になるものと考えます。町を変えるのは大きな一度の決断ではなくてですね、小さな改善を止めずに回し続ける仕組みではないかと思います。既に、もちろんですよ。既に認識されているものと考えますがですね、さらに実施、測定、改善のサイクルを

行政運営の前提としていただくことを強く要望してですね、私の一般質問を終わらせていただきます。

最後に町長。終わってないんです。最後に町長が残っているんです。最後に町長、全体を通してですね、御意見いただければありがたいです。よろしく願いいたします。

町長 はい。全体でということなので、総合的な話しますけれども、先ほどからお話があるように、行政がいろんな事業を、課題、課題なんかが、先ほどの寺嶋議員の質問もそうですけど、先取りしちゃっているところは確かにあって、その情報共有を私はどんどんしていきたいと思っているんですね。これが危機感がある、これが今後こうなっちゃう可能性がある、それをやっぱり感度が悪いところは後出し、後出しというか、後々になって後手に回っちゃうというところもあるので、実際、今、町政運営をしていく中で、もう我々が考えていることと、町民の方々が思っていることが、ちょっとやっぱりずれているところがあるんだったら、どんどん情報発信をしていきたいというふうに思ってます。

そこで、大切なのは、相互尊重だと僕は思います。必ず。一方的なことじゃなくて。必ず意見には、A案があればB案があればC案があって、いっぱいあると思うんですね。でもこれじゃないんですよ。1個じゃないの。でも、どこかで決まったところへ進めていくためには、お互いが寄り添いながら行かなきゃいけないんだけど、自分の意見以外は違う意見だというふうな話で物事すると、これは皆さんが多分寄ってこないというふうな感覚を考えていますんで、今後も町政運営していくに当たっては、情報発信が限られた手段しかないところもあるけど、何かいろいろ考えながら、情報発信していきつつ、やっぱり議員の皆さん方とも、松田町、役場の職員とか我々が考えたことだけが100%じゃないので、パブリックコメントを通じて町民の方々の意見をいただきながらも、こういった格好で投げさせてもらったときに、議員の皆さんたちからの御意見もそう、最終的には、建設的に前に進めるような、とにかく後戻りしないようなまちづくりが一步步進めていければいいなと言って、今後も町政運営をしていきたいというふうに考えています。

以上です。

1 番 北 村 ありがとうございます。

議 長 受付番号第6号、北村和士君の一般質問を終わります。

受付番号第7号、平野由里子君の一般質問を許します。登壇願います。

7 番 平 野 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。受付番号第7号、質問議員、第7番、平野由里子、件名、デジタルの弊害から子どもを守るには。

要旨、デジタル機器は今や日常生活の中に溶け込み、欠かすことのできないものとなっています。大変に便利な反面、弊害を指摘する研究もあり、使い方、特に子どもにおいては十分に注意が必要です。そこで、次のことをお聞きします。

(1) 本町では小中学校において県下でもいち早くタブレットを導入した実績がありますが、児童・生徒の使用実態の調査、また学習効果の検証はされていますか。

(2) 教育現場におけるデジタル機器は、教える側も教わる側も、便利で有効であるから活用されていると思われませんが、反面、デメリットについての認識はございますか。

(3) デジタル機器の使用の低年齢化がかなり進んでいると思われませんが、学齢期以前の実態調査や、保護者に対する啓発をされていますか。

以上、お願いいたします。

教 育 長 それでは平野議員の御質問にお答えをいたします。本町におきましては、県下でもいち早くタブレット端末の導入を進めてきました。議員御指摘のとおりですね、デジタル機器は利便性が高い反面、心身への影響や依存など、適切にコントロールしなければならない課題も内包しております。教育委員会といたしましても、その「光と影」、「光と影」を十分に認識し、運用の適正化に努めているところでございます。

1つ目の質問であります学校現場におけるタブレット端末の使用状況の調査についてお答えいたします。タブレット端末の使用状況につきましては、国の

G I G Aスクール構想に基づきまして、各学校において日常的な授業の中で活用が進んでおります。教育委員会では、教員や児童生徒に対しまして、年1回アンケートを実施しまして、使用実態の把握に努めております。その中ですね、授業中の、I C T機器の利用率を問う設問がございますが、9割以上の教員が、授業で週に3日以上利用しているというふうに回答してございます。そのほか、町の指導主事と各校の情報教育担当者による連絡会を通じまして、授業視察や活用事例の共有を行いまして、適切な運用状況の確認をしてございます。

次にですね、学習面での効果検証についてでございます。現在、町単独で、タブレット端末の活用が児童生徒の学力の向上に寄与しているかどうかといった定量的な調査は行ってございません。しかし、令和6年度の全国学力・学習状況調査の結果によりますと、「考えをまとめ、発表・表現する場面でI C Tを活用している」という学校の児童生徒は、それ以外、利用していないという学校よりもですね、「各教科の正答率が高い」傾向にあるということが示されております。本町におきましても、デジタルならではの視覚的な理解、自分の考えを瞬時にクラス全体へ共有できるスピードの向上など、確かな手応えを感じているところでございます。

次に、2つ目の質問であります、デジタル機器の活用によるデメリットについての認識についてお答えをいたします。教育現場におきましては、デジタル機器の活用によるメリットがある一方でですね、デメリットがもたらす課題に対しまして、日々指導に苦慮している側面もございます。具体的には、インターネット上の情報を正しく判断し、安全に使いこなす能力、いわゆる「ネットリテラシー」の不足によるトラブルとか、長時間利用による生活習慣への影響などが考えられます。これらに対し、本町では情報モラル教育の徹底に取り組んでおります。

なお、議員御指摘のとおり、デメリットは情報モラルの面だけではございません。学習面においても、注視すべき課題があると考えてございます。これらへの具体的な対応を含め、教育委員会として、単なる利便性を追うのではな

く、慎重かつ効果的な運用に努めていきたいと考えております。

次、3点目の御質問にお答えをいたします。近年、スマートフォンやタブレット端末の普及により、乳幼児期から日常的にデジタル画面に接する子供が急増をしております。こども家庭庁が発表した令和6年度の調査におきましては、0歳児の約1割、2歳児の約半数が日常的にスマートフォン等のインターネットを利用しているという結果が出ております。現実的な側面として、デジタル機器は、家事等で手が離せないときときとか、知育・教育・遊びの多様ななどのツールとしても活用をされております。このように、デジタル機器は利便性が高い反面、過度な利用は視力の低下、睡眠不足、コミュニケーション能力の発達に影響するなど、心身への弊害が危惧されていると認識しております。

さて、議員の御質問にあります、学齢期以前の実態調査や、保護者に対する啓発をされているかという御質問につきましてですが、本町独自での実態調査などは現時点では実施しておりません。乳幼児期、幼稚園、保育園での保護者への啓発については、十分な対応ができていないのが現状でございます。乳幼児期はですね、保護者が主導して「利用ルール」を確立できる時期でもありますので、まずは、先進事例などを参考にしながら、今後の対応方法について検討していきたいと思っております。

デジタル機器はあくまでも「学びを豊かにするための手段」であり、目的ではございません。今後も、平野議員の御懸念を念頭に置きつつ、子供たちの健やかな成長を守りながら、デジタル社会を生き抜く力を育てていきたいというふうに考えております。

7 番 平 野 御回答ありがとうございます。

まず全体、1、2番、1、2、3番全体を通しての、こういう質問なぜしようと思ったのかという、ちょっとお話をしたいかなと思います。クローズアップ現代プラスで、スマホ脳過労、これについて取り上げたのは早くも2019年の2月です。これはスマホに依存すると、30から50代の働き盛りでも物忘れが激しくなり、判断力や意欲が低下すると。患者の脳では前頭葉の血流が減少、ス

マホから文字や映像などの膨大な情報が絶えず流入し続け、情報処理が追いつかなくなるというふうに考えられている。スマホによる脳過労、オーバーフロー脳などと呼ぶ脳神経外科医も現れて、脳の異常は一時的なものなのか、また認知症の初期症状なのかなど、議論が始まっている。また東北大学では、スマホの使用時間が長い子供の脳に発達の遅れが見られると発表した。一部自治体は子供のスマホ規制に動き出したという、これあの番組レジュメなんですけれども、こういうことがあり、それ以来、私も少しずつは気をつけてはいたんですけども。スマホ規制、具体的には、去年ですね、2025年10月1日より施行された愛知県豊明市、スマホ、俗にはスマホ2時間条例、正式名称、これは豊明市スマートフォン等の適正使用の推進に関する条例というらしいんですが、これは大人も子供も対象にしているということで、1日2時間、あくまでも目安と、そういうことで、仕事や学習や通勤通学を除いた余暇の中の2時間というふうに規定していて、ただ罰則はありませんということで、あくまでも目安だということ。豊明市によると、これは目的としては睡眠時間の確保にあると、特に子供については夜9時まで、中学生以上は夜10時までを目安にと、これも罰則がないわけですが。こんなふうに去年ニュースにもなって、非常に話題になったものですね。あくまでも睡眠時間、それからスマホの適正使用に関する啓発だというふうに解釈されています。これ豊明市が初めてだというふうにニュースになっていたと思ったら、調べたら香川県は既に2020年にやっていて、ネットゲーム依存症対策条例というのがありました。これは対象は18歳未満、これもやっぱり罰則規定はありません。利用時間の目安などが書いてある。あと相談体制、医療体制などの整備を促すという、そういう条文もあります。ほかにも、スマホに関すると、歩きスマホの禁止条例は幾つかの市町区などがやっております。そして海外では、これもニュースになりましたけれども、子供のSNSの禁止、オーストラリアでは16歳未満、それからEUは法案提出の段階ですけども、未成年の使用禁止、それからアメリカミシシッピ州では18歳未満、保護者が同意しないと使用できない。ニュージーランドでもオーストラリア同様の法案を提出段階と聞いております。そのほか、学校ではっきり禁止す

るというのを国で決めているというところも何か国がありますね。

こんなふうに、ここ数年利用が伸びる一方で、子供に対する規制というのが見られるようになってきたということです。そしてまたこのスマホ依存症というの、なかなか明確な定義ができていないんですが、日本医師会の解釈としては、スマートフォンの使用をコントロールできなくなって、日常生活に支障を来している状態というふうに言われています。そして、厚生労働省では2017年時点で93万人の中高生がネット依存症だと疑われているという数字が上がっていて、これは中高生の7人に1人の割合なんですけど、これコロナ禍前ですので、コロナ禍の影響でさらに増加しているものと考えられています。

このスマホ依存症の影響というか、どういうふうになるかということで整理されていることとしては、利用時間が増えることでQOL、生活の質が低下する、例えば睡眠不足、運動不足、コミュニケーション不全、それからネットゲームがね、一番問題だと言われているんですけど、寝ない、食べない、動かないというね、不作為、そこからの心身不調などがあると。それから、二つ目として、認知機能の低下、注意力、集中力、記憶力の低下、それから感情コントロールも困難になる。それから三つ目として、ネットゲームやSNSによる金銭トラブル、また、性犯罪などに巻き込まれる危険性、こういったものが三つ整理されています。

以上は私もここ何年かで耳に入っていて、そうだろうななんて思っていたんですけど、正直便利なものだし、国もGIGAスクール構想をやっているし、自分もまたコロナ禍のときには、大学ではデジタルで完全オンラインやっていたし、今も使える部分は使っているし、気をつけて使えば別にいいんでしょぐらいの感覚でした。しかし、昨秋、臨床心理士によるスマホあるいはデジタルスクリーン依存症についての勉強会に出席しまして、深刻さを認識し、これはちょっと質問しないとというふうに考えた次第です。以上踏まえて、こういった質問をさせていただきましたが、一つ一つまた再質問をさせていただきます。

1番についてなんですけども、本当に本町はいち早くタブレットが配備がさ

れて、コロナのときも、県下でね、唯一、全学校でオンラインができたという、本当に新聞のトップを、記事になったような、そういう誇らしい一面があります。この導入の経緯というか、何年ぐらいから始まって、いつ全員になってとか、そういったところが分かりましたら、一度整理でお願いいたします。

教 育 課 長 はい。それでは平野議員の御質問にお答えをいたします。ただいまの質問、小・中学校ですね、学校のほうにタブレットの導入はどのような経緯で行われたか、スケジュール等の御質問だったかと思えます。まず松田町で本格的に導入が始まったのが平成26年度よりと、平成26年度より5か年計画で平成30年度までにタブレットを導入ということになっております。それ以前は、一部電子黒板等は利用されていたようではございますけれども、タブレットの導入は平成26年度より5か年計画で導入をしてきました。効果効率的にですね、ICT教育を推進するための体制として、もうそのとき既にICT支援員を配置をしており、またICT機器の活用等研究連絡会、学校におきましてICT機器の活用等研究連絡会、また先生向けにですね、ICT活用指導力向上研修会なども実施、併せて実施をして、その実効性を高めてきたものでございます。それが令和元年度まで行われたものでございまして、令和2年度に国のGIGAスクール構想が発表されましたので、そのGIGAスクール構想により、全小中、全児童・生徒にタブレットを用意して、その段階で令和の日本型教育の一つの要素として位置づけられたものでございます。

流れとしては以上となります。

7 番 平 野 ありがとうございます。本当にスムーズにここまでね、全員配備ができてきた。また更新に関しても、もう今、徐々に更新をされているというふうに思っておりますけれども、こういったところで、非常に本当に一歩先、行っているなという感じで、コロナのときには、この松田のマニュアルをほかの市町が参考にしたりというの、そういうのもあって、すごいなというふうに思ってきたところでございます。

また、この学校現場においての仕様ということで、一つ気になっているのが、持ち帰りについてなんです、これは許可をされているということですよ

ね。その使い方とか、あのサイトの制限とか、何かございましたら教えてください。

教 育 課 長 はい。児童生徒のタブレットの持ち帰りは、今、申請をしていただいて、許可をしているところでございます。そのタブレットのですね、有害サイトの制限というのは、やはりフィルタリングというんですかね、そういったものをかけてございまして、ユーチューブ、例えばユーチューブなどのですね、動画サイトも決められたものしか閲覧ができないような、そういったフィルタリングというものをかけている状況でございます。

以上です。

7 番 平 野 はい。フィルタリングをして家でも使えるということで、これは一つ安全材料かなと思います。あとは、本当にだんだん先生たちも使い方が上手になってくるといふふうに思うんですけれども、国のほうもどんどん、やはり進化しているとか、デジタル教科書ですよ。デジタル教科書がもう使われ始めているということで、これ今後、全体的に使っていくのかなと思うんですけれども、日本では去年ですか、おとし、全国の校長先生への抽出アンケートで、95%の校長先生が、紙との併用を望むというふうに回答されたというふうにニュースで知りました。これは懸念としては、通信トラブルであるとか、ハードウェアの損失や紛失や故障とか、子供の視力や姿勢への影響、それから災害時、停電などでは使えないとか、関係ない動画やゲームを利用してしまったりとか、教員がまだうまく活用できないなど、そういった懸念を挙げる方が多く、利点としては、動画や音声が使える、みんなで共有できる、そういったことを挙げていたというふうにニュースで聞きました。

ただ、このデジタル教育先進国のスウェーデンなどでは、紙の教科書に回帰をするということが決められたというふうな、これもニュースにありましたし、フィンランド、それから韓国もそうですかね。あと、PISAというね、世界的な学力検査で3分野1位を誇っているシンガポールでは、小学生にはデジタル端末は使わないと、23年に決めているというような、一部でそういう動きが出てきていて。そして何とこの経産省の中、推進してきたのが経産省なの

か、文科省なのか私はちょっとはつきり分からないんですが、経産省の中で、少し見直す部分があるんじゃないかという意見が出たというふうなことも聞いておりますが、松田のほうは、先生方の様子はどうなのか。それに対する何かお声など聞いていらっしゃったらお願いします。

教 育 課 長 はい。それでは御質問にお答えをいたします。松田町におけるデジタル教科書が、まず利用実績をお話しさせていただきます。小学校・中学校ともですね、既にデジタル教科書、一部の教科で導入済みでございます。具体例を申し上げますと、小学校では、松田小学校では、国語の1年生から6年生まで、算数の1年生から6年生まで、英語が5年生、6年生、寄小学校は算数が1年生から6年生まで、社会が3年生から6年生まで、英語は松田小学校と同じく5、6年生。一方、松田中学校のほうでございますが、こちらは英語のみで1年生から3年生まで、デジタル教科書を導入してございます。これはデジタル教科書オンリーかという、そんなことはございませんで、一応併用というんでしょうかね、やはり紙のよさ、デジタルのよさ、それぞれございますので、使う場面に応じて、使っていただいているというような、そういった実態でございます。

以上でございます。

7 番 平 野 はい。そうしますと、現在は使っている教科は使っているけど併用だと。今後も、やはり併用になるという見込みなんでしょうか。そうなんですね。はい。はい、そう。そういうことですね。そのほうがいいのかなと私なんか思っておりますけれども。

あと、この検証についてというのが、導入が早かった割には独自の調査はやっていないということですよ。はい。その辺、どこかで何かしらの調査が必要なのかなとは思いますが、令和6年度の全国学力・学習状況調査という、これは松田の学校も参加しているかなと思うんですけども、これはほかと比べて遜色なかったということよろしいでしょうか。はい。分かりました。

そして、ちょっと一安心というところに、何かちょっと申し訳ないかなというような話があるんですけども。先ほど、私がこの間参加した勉強会という

ところで聞いてきたので、その後、自分でもちょっと気になって資料を調べたりしたんですが、スマホと学力というのがテーマになっていました。これは、スマホを触っていて勉強ができなくて、成績下がっちゃったわみたいな声、これは何かよく聞く声だと思うんですが、その原因がスマホを使っている分、勉強や睡眠ができないからというふうに考えている、普通はそう考えているわけなんですけど、これに対して、東北大学の研究所が、仙台市の教育委員会と大きな調査、ある程度年数をかけた調査をしたところ、ちょっとしたびっくりしたことがあって。それは、スマホが1日1時間未満、それから1時間、2時間、3時間以上というふうにだんだん段階的に区分をして、その子供たちが勉強時間ゼロから何時間以上という、勉強時間も少ない、多いという、そういうデータを取り、睡眠時間も少ない、多いという、要するに、三次元のこういうグラフになるような、そういう研究をしたところ、スマホが1日1時間未満の子供の中で比較すると、勉強時間が多くなれば、主要4教科の偏差値は高くなる。これは順当な結果なんですけど、ところが、スマホ利用が長くなっていくと、だんだんその勉強時間が多ければ偏差値が上がるかという、だんだんそれが比例にならなくなってきて、スマホが3時間以上の子供では、睡眠時間の長短にかかわらず、また勉強時間の長短にかかわらず、偏差値が下がったという、そういうデータが出たそうなんです。なので、スマホを使う分勉強時間がない、あるいは寝不足だから成績が下がるんだというそれが崩れてしまったわけですね。5歳から18歳の子供たちの脳をMRIで計測し、3年間、脳の発達とインターネット習慣を、相関関係を調べたところ、インターネット習慣がある子供たちの脳の容積ですね、3年間で発達がほとんどないというのが分かったと。幅広い脳の発達、脳の分野も、発達が非常に影響されているというのが分かったというところでした。これは特に、前頭前野というね、記憶や学習にすごく関わる部分ですよ。それからそれだけじゃなくて、感情表現と自己節制というか、セルフコントロールなんか前頭前野はすごく大事なんですけど、これが発達がなかなか難しくなるというデータが得られたということなんです。要するに、ほぼ毎日使用しているような、そういう子供たちの脳がほとんど未発

達だというところがちょっと確認されてしまった、脳の発達が止まってしまったということですね。だから、幾ら勉強してもそれがうまく反映されないというところが分かってきたと。これに関しては、東北大学が大がかりな研究をしての発表だったんですが、一方ではね、関連性があるけれども、直接の因果関係とは言えないというようなそういう研究者もいるので、これが何とも言えないんですが、こうした研究が進行形であるということで、疑わしいこういう状況の中、放置するのか、予防するのか、これはやっぱり議論しなきゃいけない部分ではないかなというふうに思います。

私自身も大学でずっと教鞭を取ってて、ここ数年ちょっと学生の変化でいろいろ気になる場所もあります。例えば、筆圧が弱くなっているとか、漢字が書けないというのは、本当、大人でもそうなんですが、字が上手い下手以前にね、筆圧がもうないとか、こっちが言っていることが伝わっている感覚が非常に希薄になったりとか、何かいろいろと変化が、現場ではあるんですね。何かそういう現場の声というのは、先生方から何か漏れこぼれているようなことを聞いたりはしないでしょうか。

教 育 長 現場の声といいますか、自分、私の経験といいますか、お話しさせていただければなというふうに思っておりますけども。まずですね、松田町が、先ほど課長の答弁でありましたが、松田町がタブレットを導入したのが平成26年です。私、教育事務所にいたときで、本当に、いや、すごいなというふうに、正直びっくりしました。それが今やですね、G I G Aスクール構想もありまして、どこの町でも自治体でも、あるいはどこの学校でも当たり前なことで、1人1台端末というのがもう当たり前のことになってきています。でですね、その最たるものですね、松田町の最たるものが、昨年度、議員の皆様方に予算をお認めいただきました、オンライン英会話ではないかなというふうに私は感じています。各学校にいながらですね、しっかり1人1台端末を使ってフィリピンと結ぶと。個別最適な学び、一対一ですね、外国人、フィリピンの講師と英語で会話ができると、今まででは考えられないことですね。どうしたら子供が少しでも発言する機会が増えるのかというふうに苦慮していた時代が何

だったのかなというふうに思われますけども。そのくらい今ですね、発達してきているなというふうに思っています。

そうするとですね、どうしてもデジタルの光の部分にばかり着目されるんですね。私も今日、平野議員のお話を聞いて、そうなんだなということを改めて感じました。これは本当に気をつけなきゃいけないなと。そうした中でですね、学校現場の声としてね、こんな話があります。例えばですね、笛、音楽で笛の授業をやります。今、週1時間音楽が、しかありません。以前はですね、音楽の授業に一人ずつ先生のところに行って、笛のテストやりますよといってやりました。週1時間しかありませんので、それをやっている、非常に時間が取られます。今どうしているかといいますと、家に帰ってですね、自分で動画でその笛の指使いを取って、先生に送って、それを先生が採点すると。歌も同様にしてやっています。理科の実験なんかもですね、以前ですと、この周りに、生徒が集まってきてですね、そこで実験のやり方を見せて、じゃあ戻って各班やりなさいと言うんですけども、分かんなくなっちゃう。今はですね、タブレットで先生がぼんと送って、そこで見て先生が説明をすると、そういう時代になってきています。そうするとですね、どんな弊害があるかというんですね、例えば、音楽の指使いの送るんですけども、後ろでですね、音声だけ流しておくんです。で、指で送ると。ということは、それを動画で送りますので、先生にしてみると、これどっちなんだろうなと思ったりする。さっき平野議員が言われたように、今は以前ですと、自分の意見等を紙にきちっと書いて先生に提出する、当然字も書きますし、筆圧も強い。今はですね、タブレットで打って送りますので、そういう作業は省略される。そういう部分では、思考判断という部分でも欠如してきているという懸念も当然持っております。そういう音楽の授業ではそういうような弊害があったり、あるいはですね、国語の授業で読書感想文コンクールというのが以前ありました。それはですね、夏休みの宿題で読書感想文を子供たちに出して、それをですね、学校で審査をして、県のほうに送ると。県のほうでまた審査をして、賞を決める。今それがですね、できない世の中になってきています。なぜかという、子供たちがAI

で作ってしまう。だから分からない。どちらなのか。そういう声も学校現場から聞こえてきます。というふうに、平野議員、本当におっしゃるようになりますね、光の部分だけではやっぱりいけないなど。やっぱり影の部分、このデジタルの影の部分ということも、教員はしっかり把握しなくちゃいけない。でもですね、これをもうやめましょうと、もうこれデジタル一切やめましょうねと、アナログに戻しましょうというのと、やっぱり学校現場は混乱する。その辺のやっぱり両輪であって、バランスを取りながら、これからの教育をやっていかなきゃいけないんじゃないかなというふうに考えてます。

7 番 平 野 はい。ありがとうございます。いろいろと現場はね、模索しているというところだと思います。私も全部撤廃しろとはとても言えなくて、何とか工夫するというふうに思っております。

もう1つちょっと気になるデータもありまして、このスマホの普及と一緒に増えてきたもの、これが不登校数、それから、子供の暴力の件数なんですね。これこそ先ほど言ったように、イコールの因果関係であるとは結べない部分もあります。複雑な原因によって出てくるものだからね。ただそれが、本当に同じ曲線で増えているという、小学生が持ち始めた割合が伸びたときから、小学生の不登校、暴力件数が増えてくるのもまた事実であります。残念なことに、子供の自死なんかもね、今、小学生のほうにきていますけれども。そういうものも同じような曲線で増えてしまう。なので、本当にこの、これだけが原因ではないけれども、1つの原因としては、ちょっと押さえておかななくてはならないというふうに思っております。

ネットリテラシー、これをやっていられるということで、これはもう本当に必要なことと私も思います。日々苦慮されているというようなこともありますので、ちょっとトラブルなんかも、もしかしたらもう松田にもあるのかなと思いますが、ちょっと差し支えない範囲で、もし数とかありましたら、ちょっと教えてください。

教 育 課 長 はい。ネットに関するトラブルの例ということでよろしかったでしょうか。一応です、当然、一步間違えばですね、誹謗中傷につながるようなそういった

投稿をしていたり、またネットでの仲間外れというんでしょうか、そのラインというんですかね、そのグループから仲間外れにしたりとか、そういった例などが、実際に町内でも報告はされております。ただ、保護者からですね、そういった相談があった際には、学校のほうでですね、もう支援体制が整っておりますので、その事実を学校が把握した際には、都度都度ですね、生徒指導をして、重大事案という、それを、それを原因として、児童生徒が長期間欠席をするような重大事案にはなっておりません。その都度、学校のほうで対応をしていただいているというような状況でございます。

以上です。

7 番 平 野 はい。ありがとうございます。やはりどうしても、何かそういうものはあるんだなというのは分かります。これに対して、ネットリテラシー、あるいは情報モラル教育ということで取り組んでおられるということで、これも本当に大事なことで、ぜひ続けていただきたいと思っております。

これがまたリテラシーだけで考え方がいいのかというのがもう一つあって、これは先ほど言っていた依存ですね。この依存に対する啓発、これもぜひリテラシーと一緒に、あるいはその別でもいいんだけど、これもとても知っておいてほしいことなんです。このスマホ依存とかゲーム依存って簡単な言葉で言っちゃうと、そうだろうね、それもあるだろうねと思っちゃうかもしれないんだけど、これ依存症なんです。脳が壊れるって意味で、これ依存症ってアルコールとか、ニコチンとか、ギャンブルとか、麻薬とか、いろいろありますが、同じなんです。脳の壊れ方は。今言ったものたちは、みんな年齢制限があるわけです。だけどスマホやネットには年齢制限がないので、本当に危険なんです。脳の中の変化、これがさっき言ったような前頭葉のね、特に侵されてしまうということ。そして1回、何ていうのかな、回りやすい回路ができてしまうと止まらなくなってしまうので、実は依存症ってちゃんとは治せないんですよ。治癒があるだけで、治癒ができなくて、回復があるだけなんです。これ大人だって、これになってしまうと本当に大変な話なんですけれども、子供の場合は、まだセルフコントロールが発達の段階で触れてしまうの

で、もう本当に早くなってしまう。なってしまうと、大人みたいに自分の意思の力でどこかに通ってとかそういうことがすごく難しい。なので、本当にあの大変なこと、だからこういう大変なんだよという啓発がまず前提でないと、ちょっと甘く見てると大変だよというのがあると思うので、この辺の啓発もぜひ取り入れていただきたいなというふうに思います。

それから、3つ目の設問なんですけども、お子さんの中で、未就学児で既に使っていると。こども家庭庁も調査すると、0歳児が1割、2歳児で約半数、日常的にとというのは、ちょっと本当に驚く感じなんですけど、私、大学の頃、だからうん十年前ですよ、おかあさんといっしょというテレビ番組を作った先生が、1回講義に来てくださったことあって、私たちはおかあさんといっしょという番組を作ったつもりでしたが、お母さんの代わりになってしまいましたというふうに嘆いてられた。本当にそれが今はこれになっちゃったわけですよ。お母さんの代わりになっちゃったわけですよ。本当にそうすると、親子のコミュニケーションがそこで不全になってしまう。本当に大変なものなんですけど、でも、先ほどお答えにあったように、親が手がふさがっているときに、やっぱり便利ですよ。今、赤ちゃん見てると、もう0歳児、1歳児でもこういうふうにやるんですよ。本当にそれが当たり前、デジタルネイティブですからね、当たり前になっている。だから本当は私たちが経験したことがないものが進んでるんだなというふうに思います。それをある程度受け入れなきゃいけない、もう本当に今さら全廃はできないというのがあるんで、うまく使えないなと思うんですけども、やっぱりこの心身の弊害のことを認識してるかしてないかというのはすごく大きいと思うので、それで3番目の設問をつけたわけですが。まだ、松田では、これについての啓発というのは、子育て期の親たちにはやっていないというふうなお答えだったんですけども、例えばパパママクラスとか生後のいろんな健診の機会とか、いろんな講習会をされていると思うんですけども、ここの中で、なるべく大勢がそういうのを聞いてもらえるような機会ってあるんでしょうか。

子育て健康課長 はい。ただいまの御質問にお答えいたします。今、実施している講座などに

についてはですね、ママパパ教室ですとか、1歳児歯科教室、すくすく育児相談ですとか、離乳食講習会ですね、講座というより教室がですね、多いんですけども、この教室とかについては、各回で対象者が限定されてしまっているのので、あの1回に来る教室がですね、1回当たり数名から10数名程度ということで、一度に多くの方が集まるそういった講座というのは、今のところは開催はしていない状況で、あと検診ですとか、そういったときに集まるという機会はございます。

7 番 平 野 じゃあ、なかなかね、集まって勉強会のような形だと、どうしても限定的な対象になって、関心がある人だけが来るという感じになってしまうのかなと思うので、できればちょっとした冊子でもいいので、何か作って、例えばブックスタートのときって全員に配っていますよね。何かそういうのに一緒に配るとか、何かまず最初はそんなことでもいいのかなと思うんですが。ぜひ何か啓発の機会、つくるようにお願いできますでしょうか。

子育て健康課長 はい。啓発につきましてなんですけれども、乳幼児におけるスマホの活用についてはですね、孤立を防ぐツールや地域の助けになっているというのが現実であります。メリットとして、外出先での泣き止ませ、知育アプリによる学習機会、保護者の育児情報の情報収集ですとか、社会とのつながりなどがありますけれども、反面、過度に使用するリスクですとか、懸念点について、発達段階に応じた影響として、先ほど町長の答弁にもありましたように、視力、身体への影響ですとか、様々な影響がですね、がありますので。使ってはいけないということではなく、どう使っていくかというルールづくりなど、保護者の方が内容を確認してですね、一緒に楽しむことなど提示するためにも、啓発していくことは必要であると感じますので。そのため、ホームページですとか広報まつだ、またラインを活用して、啓発とかですね、注意喚起、また啓発のリーフレット、チラシなどを作成しまして、関係各所に配架するですとか、検診時ですとか、幼稚園、保育園に協力してもらって、配布してもらうなどの方法が考えられますので、適切に活用してもらおうよう、このような啓発が、方法がよいかと思いますので、今後実施していきたいと考えております。

7 番 平 野 　ぜひ早い段階で啓発をお願いしたいなと思います。よろしくお願ひします。赤ちゃんもスマホ依存になるということを知っておいてほしい。それを知っているか知らないかで、やっぱり親の、そのスマホの使い方、無用心に置いてしまつて子供がそれになじんでしまうというのが防げると思ふので、要するに、ちょっとした兆候としては、スマホを取り上げると泣き叫ぶ、ほかのおもちゃや絵本に興味を示さなくなる、それからさっきおっしゃっていた目のことですね。近視とか斜視、目が合いにくくなる、それから言語の発達が遅くなる、あとは発達障害に誤診されることもあるということなので、何かそういうものも、ちょっと啓発の中に入れてほうがいいのかなと思います。

　何しろ、そのスマホ育児はハイリスクだということを知っているか知らないかというところで、本当にスタートから違つてしまふと思ふるので、ぜひよろしくお願ひします。

　あまりちょっと時間がちよつとなくなつちやつたんですけども。最後にね、町長にちよつと、すみません。本当は大げさかなというふうにな、思われる感じもするんですが、杞憂に終われば御の字だと私も思つております。デジタル社会がこれだけ進展していくというのが、本当に急速で、さっき言つたように人類が未経験の領域になつてしまつているわけですよ。これは世界中で人体実験されているようなものもあるので、そんな中で、この松田の子供たちをどうやって大切に育てていくのか、何か心構えのようなものがあればお聞かせください。

町 長 　はい。いろんなお話を聞いていて感じたんですけど、本当に、まず依存症と先ほど言われたように、いろんな依存症がある中で、どうして依存症になるのかといったことをやっぱり突き止めていくと、やっぱりそれぞれに環境が違ふんだらうなという気がしますね。今回は、そのスマホの関係でお話しされているから、それに合わせた環境の話をする、やはり地域という、要はスマホに依存しなくても、もっと例えば遊べるとか、何か行つて勉強できるだとか、そういった環境に恵まれている人によつても変わってくるのかなというのと、あとはやっぱり家庭環境なんでしょうね。だから家庭環境の中で、やっぱりしつ

かりと、やっぱり子供たちに、家庭の中でのルールか何かをして、やっぱりやっていくべきかなというふうに思いますけど、たまたま幸いにしてですね、うちはスマホも預けたりとかしてましたけど、小学校の時、中学校になってからかな。ちゃんとルール守ってくれてましたしね。当然、お父さんがうるさかったというのあるんでしょうけども。はい。それはやっぱり子供との約束です。かといって。じゃあ約束守っていたら、ちゃんと対応もしてましたからね。その辺は、もう、ことで、そんなに依存症にならなかったなど。これを、だから一方で、それは親のせいとかと言うと、またいろいろ叩かれたりするような話もあるんでね、何とも言えないんですけど、それはまた親御さんたちの環境も多分あったと思うので。

実際、私がやっぱりこうやらなきゃいけないというか、町の中で思うのは、やっぱり世代間で、やっぱり子供の考えを理解をして、さっきの相互尊重じゃないですけども、子供も遊びたかったら、やっぱりこういったルールの中で遊びなさいよというふうに言えばいいけど、何かボール遊びしてると、あるどこかのおじさん、おばさんが来て、これは駄目だとか、あれ駄目だとか言うのと、今の子供たちはどこで遊ぶのよというのと、そういった関係の中で、結果的にスマホか何かがあるからそれが手っ取り早いとかという話になってきて、スマホを使うのが危ないとか悪だとかという話になってくる。そういうふうにならないような、もう皆さんがもっと子供たちがやりたいことを、スマホ以外でできる環境づくりをやっぱりしていくべきかなと。行政ができるのはハード整備もあるんだけど、あとはそれに対して御理解があるような啓発をやっぱりやっていくべきかなというふうにやっぱり考えています。基本的には誰も悪くないんですけど、それぞれの生きてきたやっぱり過程が違くと、そういうふうなことになり得るのかなというのを、少しずつ少しずつ考えていけたらなというふうに考えています。

以上です。

7 番 平 野 はい。ありがとうございます。もう本当にまさに町長おっしゃるとおりで、ITをね、開発してきたスティーブ・ジョブズなんか、子供にあまりそ

うものを触らせなかったとか、あるいは食卓での会話をとても大事にしていたとか、それからあといろいろな方が言っている、やっぱり運動の大事さ、それから読書の大事さ、その辺の原点をぜひ尊重しながら、で、いい部分はちゃんと使って、デジタルも使ってと、そういうのをぜひベストミックスを追求していただきたいと思います。どうもありがとうございます。

議

長 以上で受付番号第7号、平野由里子君の一般質問を終わります。

以上で本日予定しました日程の全てが終了しましたので、本日の会議はこれにて散会いたします。明日は午前9時より本会議を開きますので、定刻までに御参集いただくようお願いします。本日は御苦労さまでした。

(15時46分)